杵築市景観計画

平成25年 3月

杵築市

目次	頁
序章　はじめに　～景観形成と景観計画～	**1**
1．景観形成とは	1
2．なぜ景観計画をつくるのか？	2
（1）策定の背景と目的	2
（2）景観計画の活用方針	3
3．景観計画の位置づけ	5
4．対象区域	5
第1章　杵築市で大切にしたい景観を形成するために ～景観形成の基本的な考え方～	**6**
1．景観形成の目標	6
2．景観形成の心得	6
第2章　景観形成基本方針	**8**
第3章　具体的な景観形成の方針	**9**
1．「基本方針1　空間、地物を磨きあげる」ために…	9
（1）土地利用特性に基づくゾーニング	9
（2）各ゾーンにおける景観形成の方針	11
2．「基本方針2　よい眺めを楽しめる場をつくる」ために…	17
3．「基本方針3　市民・事業者・行政が力をあわせて、持続的に取り組む」ために…	19
第4章　周囲と調和した景観形成に向けたルール ～景観法に基づく届出と審査～	**20**
1．基本的な考え方	20
2．区域の区分	20
3．景観法に基づく届出を求める必要がある行為	21
4．景観形成基準	22
（1）基本的な運用の考え方	22
（2）一般地域における景観形成基準	23
（3）届出の流れ	27

目次	頁
第5章　地域資源を活かした景観形成の仕組み	**28**
１．景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	２８
（１）基本的な考え方	２８
（２）景観重要建造物の指定方針	２９
（３）景観重要樹木の指定方針	２９
２．屋外広告物の表示及び掲出に関する事項	３０
（１）基本的な考え方	３０
（２）屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項	３０
３．景観重要公共施設の整備等に関する事項	３１
（１）基本的な考え方	３１
（２）景観重要公共施設の整備方針	３１
第6章　市民・事業者・行政の協働による取組み	**33**
１．主体別の役割	３３
２．景観形成を推進するための取組み	３５
（１）協働による景観形成の推進	３５
（２）総合的・計画的な景観施策の実施	３６
用語の解説	**39**
資料	**43**
１．杵築市の概況	４４
２．市民アンケート調査結果	５６
３．杵築市景観計画策定経過	７０

文中の＊が付いた言葉は、用語の解説を掲載しております。

序章　はじめに　～景観形成と景観計画～

1．景観形成とは

海、山、川、森、原などの「自然」と、そこで展開される人々の長きに亘る「生活を中心とした営み」が一体となって、地域の空間、地物（ちぶつ）が形作られます。

本市各地に存する「空間」、すなわち街、集落、田園などと、「地物」、すなわち建物、道、峠、沈み橋*、寺社、石塔などはすべて、そうして営まれてきた本市各地の人々の歴史、文化の証に他ならず、すべてがそれぞれの地域にとってかけがえのないものです。ですから、それぞれの地域では、地域の歴史、文化が詰まった特徴ある空間、地物を大事にしたいところですが、わたしたちは目で見て、景観によってそれらを確認し、認識し、実感し、さらには評価しますので、空間、地物が大事にされるためには、それらが良好な景観となって多くの人の共通認識として実感され、評価される必要があります。

見えなければ意識されず、よく見えれば意識され、印象深く見えれば良いところ、良いものと評価されます。印象深く見えること、すなわち良好な景観とは、当該空間や地物が、見やすい視点から、他のものに邪魔されずに、程よい大きさで見える状態を指しますので、大事な空間や地物を対象に、それらが程よい大きさで見える視点の確保や保全、見るのに邪魔なものの除去や未然防止などが景観形成の基本となります。また、多くの人が見る眺めは地域の印象を左右する大事な景観ですから、多くの人が使う道や公園は視点として重要で、それらからの景観を良好にしていくことも大事です。

そこで、本市の景観形成では、本市各地の豊かな自然、長きに亘る人々の営為、特徴ある歴史や文化を代表する大事な空間や地物が、見やすい視点から他のものに邪魔されずに程よい大きさで眺められるよう、すなわち良好な景観となるようにしていくことで、地域を磨いていくことを基本方針とします。また、多くの人が使う道や場所を大事な視点と捉えて、そこからの景観も同様に良好にしていきます。

こうして、地域の大事な空間や地物がより良い景観となって、すなわち地域が磨かれて、いっそう光り輝いていけば、子どもから大人まで、そこに暮らす人々の感性は豊かに育まれることでしょう。

杵築市景観計画策定委員会
委員長　　堀　繁

2. なぜ景観計画*をつくるのか？

（1）策定の背景と目的

景観法*の制定

日本は、古代より海から山まで変化に富んだ地形と豊かな自然環境の中で、地域の風土に応じた人々の営みが繰り返され、地域固有の文化が形成されました。自然と営み、文化が一体となってつくり出す空間や地物は、多くの人々が目で見ることにより、我が国固有の景観として認識されてきました。

一方で、高度経済成長期を経て現在に至るまで、急速な産業発展と都市化に対応した効率性及び機能性を重視したまちづくりが進められ、かつての美しいまちの姿の多くは失われ、変化してきました。

こうした中、国は、平成１５（２００３）年７月に、歴史や文化、風土などの地域の特性を重視し、美しい景観づくりの基本的な考え方や具体的な施策を示した「美しい国づくり政策大綱」を策定し、これに基づき、平成１６（２００４）年6月に、国土交通省・農林水産省・環境省の３省が所管する景観に関する基本法として「景観法」が制定されました。

景観法の制定を受け、数多くの地方自治体が、それぞれの地域の魅力を活かした景観形成に向け、景観計画を策定することで、建築・開発行為に対する一定の規制・誘導をはじめとした様々な取組みが進められています。

杵築市での取組みと目的

杵築市は、海と大地と太陽の恵みを受けながら、先人が慈しみ育んできた美しい風土を基盤として、人々のなりわい、城下町や伝統行事に代表される歴史・文化等と密接に関わりあい形成された景観を有する魅力あるまちです。

中でも杵築城の西方に面し、起伏に富んだ地形を巧みに活用して武家屋敷、商家が建ち並んでいる杵築城下町地区においては、城下町にふさわしいまちなみを保全再生することにより、歴史と文化の薫る景観形成を進めてきました。

本市は、杵築市総合計画*において、「歴史と文化の薫り高き　豊かな感性があふれるまち」を将来像として掲げ、こころと暮らしの豊かさが実感できるまちづくりを推進しています。この将来像を実現するためには、本市固有の空間、地物を有効に活用し、先人から継承された良好な景観を、これまで以上に磨き上げていくことが必要となります。

このようなことから、「杵築市景観計画」は、杵築らしい景観形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、景観形成の方針及び景観形成基準等を明らかにし、市民・事業者・行政の協働*による地域特性を活かした良好な景観を実現することを目的とします。

（２）景観計画の活用方針

景観計画に定める内容

景観法では、景観計画に定める内容として、以下の９項目があり、必ず定めなければならない「必須事項」と、地域の実情に応じて選択できる「選択事項」に区分されています。

＜必須事項＞

① 景観計画の区域
② 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
③ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
④ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

＜選択事項＞

⑤ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
⑥ 景観重要公共施設の整備に関する事項
⑦ 景観重要公共施設に関する基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
⑧ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
⑨ 自然公園法の許可の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの

参照：国土交通省「景観法アドバイザリーブック」

なお、景観計画に定める内容のイメージとしては、景観として見られる対象に対する考え方や、見る場所としての視点場*についての考え方等を定めることができます。

具体的には、良好な景観を形成する空間に対する保全・整備の考え方や、その景観を特徴づける重要な要素（資源）を示すことで、市民・事業者・行政間で、良好な景観を形成するために必要なことを共有することができます。

また、必要に応じて、景観を構成する個々の要素（建物や工作物、緑等）について、周囲と調和するために必要な一定のルールを定めることで、市民・事業者に対して、景観形成への配慮を求めることができます。

▼景観計画に定める内容のイメージ

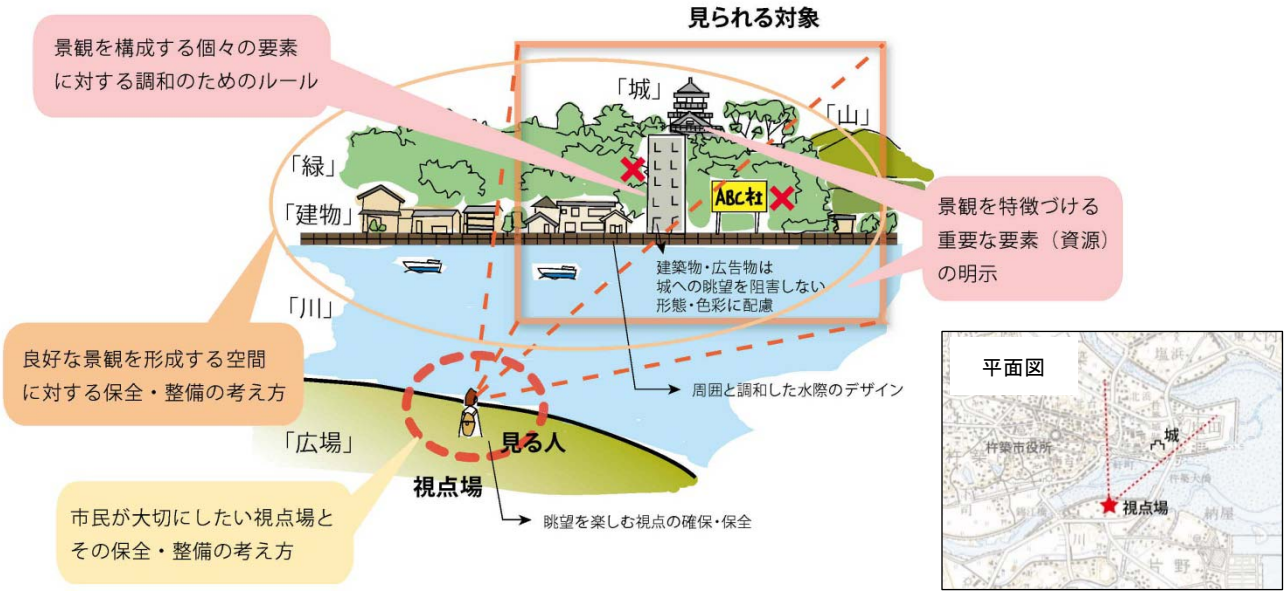

杵築市における活用方針

杵築市では、景観行政を担う景観行政団体*として、景観法に基づく景観計画を定め、以下の２点の活用方針を掲げます。

■市民・事業者・行政が共有するマスタープランとして活用します

景観形成とは何か、杵築市ではどのような景観を大切にするのか、そのためにはどのような配慮が必要なのか、について明文化することで、市民・事業者・行政が共有できる「景観形成に向けたマスタープラン」として活用します。

これにより、地域の景観を特徴づけている要素（資源）や、調和に向けた配慮の考え方等を官民で共有することが可能となり、市民・事業者・行政のそれぞれが、役割に応じて主体的かつ積極的に本市の景観形成に関わっていくことを促すものとします。

■市全域における建築・開発行為等のチェックツールとして活用します

杵築市は、市域の一部にのみ都市計画区域*が指定されており、市全域の建築・開発行為等に対して、同じレベルでのコントロールができません。

そこで、都市部から農村部まで一体的に規制・誘導が可能となる景観計画の特徴を活かし、市域全域を対象に、一定規模以上の行為については、景観法に基づく届出を義務づけ、景観形成基準に基づき地域の景観を阻害しないよう行為の着工前の審査を行うことで、緩やかな中での杵築市の景観に馴染(なじ)むよう誘導するためのチェックツールとして活用します。

▼景観計画区域*の適用可能範囲（都市計画区域等との関係）

参照：国土交通省「景観法アドバイザリーブック」

3. 景観計画の位置づけ

本計画は、景観形成に向けた基本的な考え方を方針として示すとともに、景観計画区域内における一定の行為に対して、法に基づく届出を義務づけるための具体的な規制・誘導の内容（ルール）を定めるものです。

また、本計画を施行にするにあたり、必要な事項については、景観法に基づき市条例「杵築市景観条例*」を定めます。

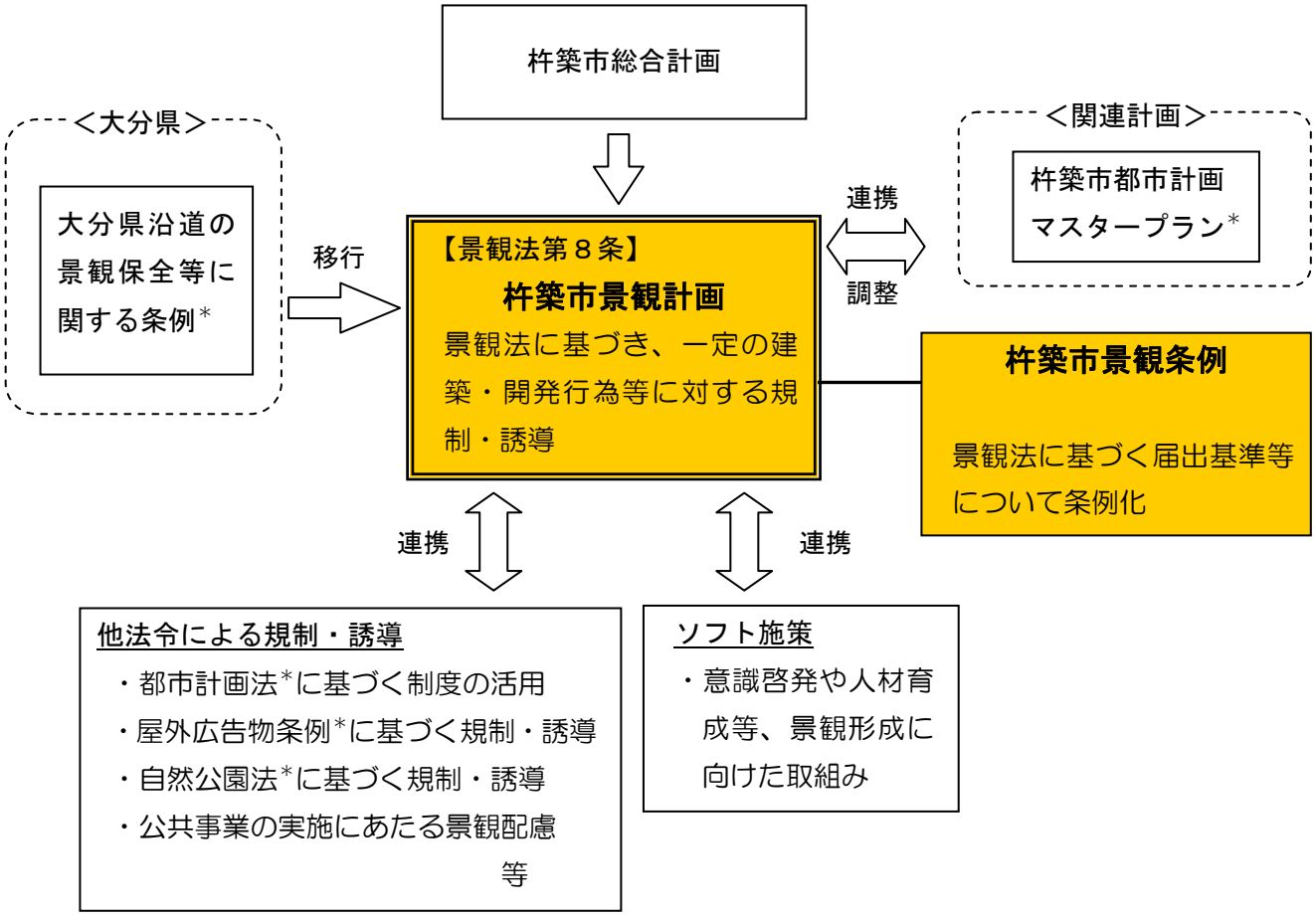

4. 対象区域

杵築市では、海から山まで変化に富んだ地形の中で、特色ある景観が多様に見られることから、景観法に基づく景観計画の対象（景観計画区域）は、市全域（地先公有水面を含む）とします。

第1章　杵築市で大切にしたい景観を形成するために
～景観形成の基本的な考え方～

1. 景観形成の目標

杵築市では、「杵築市総合計画*（H19.4 策定）」において、将来像に「歴史と文化の薫り高き　豊かな感性があふれるまち」を掲げています。そこで、将来のまちの姿の実現に向けた景観形成が必要であり、以下の目標を掲げます。

豊かな感性を育むことにつながる、地域を磨く景観形成

2. 景観形成の心得

杵築市では、海から山まで変化に富んだ豊かな自然に抱かれながら、脈々と繰り返されてきた人々の営み、そこから育まれた文化により、本市の景観は形成されています。これを踏まえ、杵築市では「景観形成の心得」として、以下の５つを掲げ、市民・事業者・行政で共有し、その実現に努めます。

心得１．地形・歴史・文化を受け継ぐ佇まいを大切にする

南北の高台にある武家屋敷群と谷筋の商人町を結ぶ坂道が印象的な「坂道の城下町」、国東半島全体で継承されてきた六郷満山*の文化が色濃く残る石造物や寺社、各地域の集落に残る伝統的な行事や祭礼などは、今なお人々の生活に密接に関係しながら杵築市の個性を形作っています。

このような地域が本来持っている歴史・文化や、背景となる地形を保全・継承し、伝統的な佇まいを大切にした景観形成を進めます。

心得２．暮らしを彩る豊かな自然を大切にする

豊かな恵みをもたらす守江湾や伊予灘、穏やかな丘陵地、特徴ある山容を持つ山々など、本市が有する多様な自然は、それ自体がかけがえのない地物であるとともに、普段目にする景観の基盤となっています。

このような自然は、日々の暮らしに彩りとやすらぎを与える源であることから、適切な保全・活用を図り、豊かな自然を大切にした景観形成を進めます。

心得３．賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にする

旧市町村の中心部及びその周辺や幹線道路沿いなどは、多くの人々が生活の場として利用し、日常的によく目にされるため、そこからの眺めは特に重要です。

このような場所では、市民や来訪者が賑わいと秩序を感じられるよう、建築物や屋外広告物*等にルールを設ける、視点となる場の良好なデザインを誘導するなどの取組みにより、身近な生活の眺めを大切にした景観形成を進めます。

心得４．農林水産業や集落と一体となったなりわいの風景を大切にする

丘陵地を活かした茶園やみかん園、八坂川沿いに広がる田園、山間地の農地と集落、漁業集落などは、本市固有の風土の中で、人々が永きに亘って築いてきたなりわいの風景です。

これらの風景は、脈々と受け継がれてきた杵築の原風景ともいえるものであることから、農林水産業振興施策等との連携を図りながら、なりわいの風景を大切にした景観形成を進めます。

心得５．杵築らしい眺望を大切にする

豊かな自然を背景に、独特の地形・歴史・文化を有する本市では、各所で良好な眺望を楽しむことができます。特に、杵築城から見る守江湾や坂道から見る城下町の眺望は、本市を象徴する大切な景観といえます。

このようによい眺望を楽しめる視点場*を保全するとともに、大事にしたい視点場をみんなで探し出す、眺望を阻害する要素を取り除くなどの取組みにより、杵築らしい眺望を大切にした景観形成を進めます。

第2章　景観形成基本方針

「景観形成の目標」と「景観形成の心得」の実現に向けて、以下の基本方針を掲げます。

基本方針１　空間、地物を磨きあげる

街、集落、田園などの「空間」、建物、道、沈み橋*、寺社、石塔などの「地物」は、長い歴史の中で積み重ねられてきた地域固有のかけがえのない資源であり、私たちが目で見ることにより、認識、評価されます。

すなわち、「空間」や「地物」そのものが見られる対象であることから、それらが良好かつ印象深く見えるように、個々の空間や地物を保全する、一人ひとりの手により丁寧に繕い活用する、新たに創造する際には周辺に配慮すること等により、空間や地物を磨きあげていきます。

基本方針２　よい眺めを楽しめる場をつくる

市民が誇りを持ち、来訪者の心に残る眺めは、その眺めを見る視点場*とその周辺環境の条件が整ってはじめて望むことができるものです。また、来訪者にとっては、その地域の全体像を把握することにも役立つことから、よい眺めを望める視点場の確保とその周辺環境の保全・整備が欠かせません。

そのため、どこから何を見た眺めがみんなにとって大切なのか、地域の人々で共有するために、道や公園、広場などの「視点場探し」の取組みからはじめます。また景観形成においては、見られる対象物と視点場との関係性が重要であることから、程よい大きさで見える視点の確保、周辺環境の保全・整備、眺めを阻害する地物の除去や未然防止等により、よい眺めを楽しめる場づくりに取り組みます。

基本方針３　市民・事業者・行政が力をあわせて、持続的に取り組む

杵築の景観は、市民・事業者・行政などみんなの関わりの中で育まれます。より多くの市民や事業者が景観に関心をもち、各主体が身近なところから、できることを着実に取り組んでいくことが重要です。

景観法*等の仕組みを活用しながら、市民・事業者・行政が力をあわせ、空間や地物を磨く・視点場を創造する・未然防止に努めるなどの行為を積み重ねることにより、「杵築らしい景観形成」を持続的に進めていきます。

第3章　具体的な景観形成の方針

３つの景観形成基本方針を踏まえ、景観形成を進める上で必要となる具体的な方針を示すこととします。

1.「基本方針１　空間、地物を磨きあげる」ために・・・

（１）土地利用特性に基づくゾーニング

杵築市は、１市１町１村の市町村合併により、都市部から農村部まで多様な土地利用特性を有しており、それぞれの地域で魅力ある景観を見ることができます。

「空間、地物を磨きあげる」にあたっては、その対象となる空間の土地利用の特性を踏まえた、きめ細かい対応が必要となることから、景観計画区域*内の土地利用特性に応じたゾーンを設定し、それぞれのゾーンにふさわしい具体的な景観形成の方針を示します。

具体的には、以下のゾーン区分の考え方に基づき、「まちのゾーン」、「里のゾーン」、「山のゾーン」、「海・海辺のゾーン」の４つのゾーンに区分します。

▼ゾーン区分の考え方

ゾーン	考え方
まちのゾーン	・杵築地域及び山香地域の中心部、JR 杵築駅周辺部において、家屋が連坦*しており、市街地が広がっている区域 ・都市計画区域*内の用途地域が指定されている区域（ただし、工業地域を除く）
里のゾーン	・主として河川を中心とした広がりある農地と集落、背景となる里山や棚田、茶畑、果樹園などで構成された区域 ・まちのゾーン、山のゾーンに属さない区域
山のゾーン	・ほとんどが樹林地であり、標高がおおよそ２００m以上の山々に覆われた区域 ・六郷満山*文化に関する文化財が多く残っている国東半島県立自然公園（国東半島内陸部）を包含する区域
海・海辺のゾーン	・伊予灘、別府湾、守江湾の海・海岸線及び海・海岸線を望見することができる区域 ・周囲との境界は、道路等の地形地物、筆界等で結ばれた線とする

▼ゾーン区分図

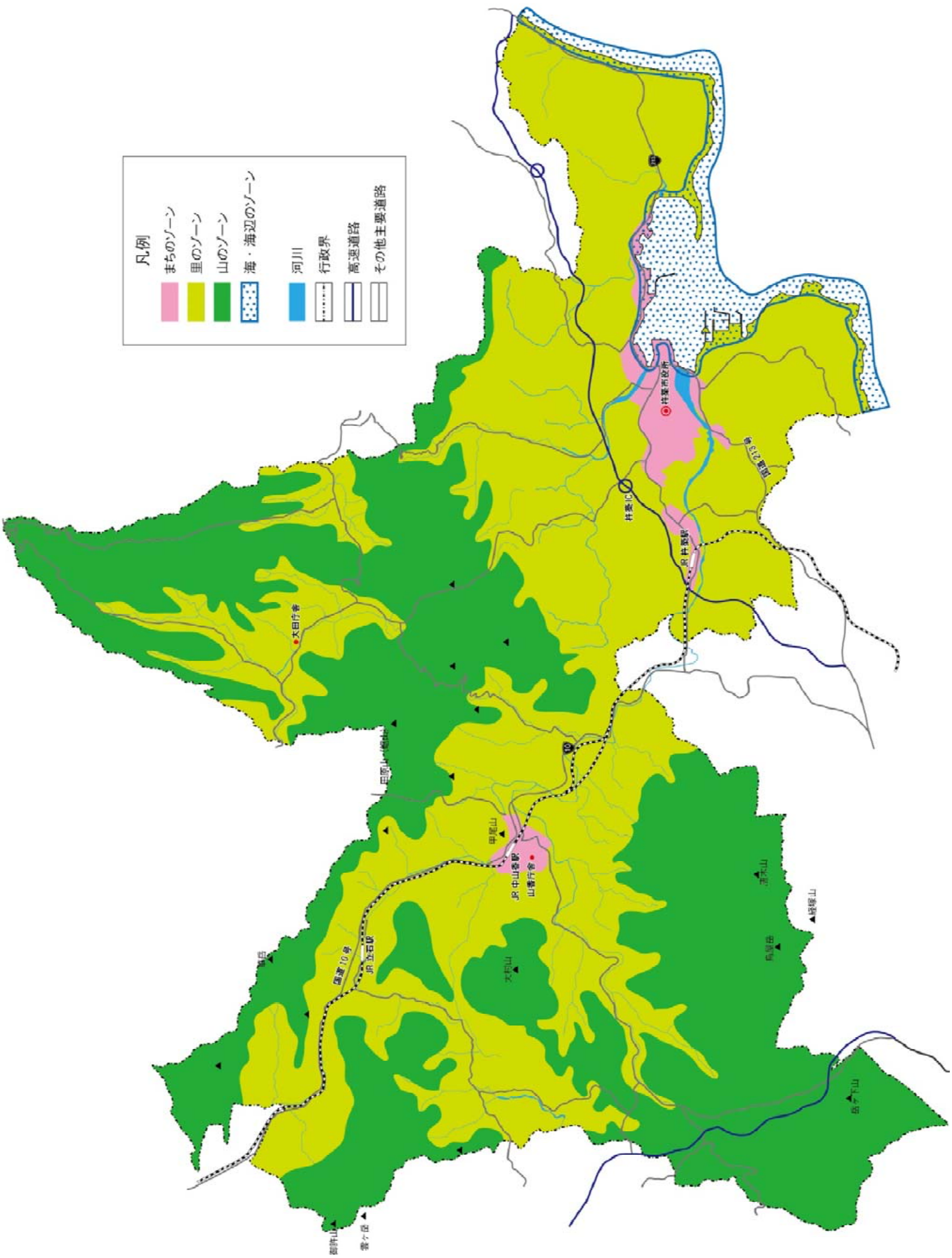

（2）各ゾーンにおける景観形成の方針

ゾーン区分 / 心得	まちのゾーン	里のゾーン
1． 地形・歴史・文化を受け継ぐ佇まいを大切にする	□杵築城下町地区では、谷町等の商店街に残る伝統様式による商家や町家の保全を図ります。 □歴史的な建造物と調和した建築・開発行為の誘導、空き家・空き地の利活用を図り、落ち着きと賑わいがバランスのとれた魅力あるまちなみの形成を図ります。 □城下町の南北の台地上に広がる低層の住宅地では、武家屋敷地として育まれた地域固有の風格を継承し、低層建築物と庭木の緑や土塀等が創り出す「和」のイメージに基づく緑豊かな住環境の形成を図ります。 □城下町の天神祭りや観月祭、ひいなめぐりなどをはじめ、地域に受け継がれている伝統的な行事や祭礼、イベントなどは、特別な日の景観として、その継承を図ります。 □地域の祭礼の舞台となる場では、景観に配慮した整備を図ります。	□白鬚田原神社や宝陀寺等、六郷満山の文化が色濃く残る石造物や寺社等は、国東半島固有の文化であるとともに、地域の特徴ある資源であり、適切に保全し、継承を図ります。 □御神木や鎮守の森を有する歴史ある寺社の多くは、集落内のシンボル的な資源の一つとして、地域固有の歴史・文化を象徴する景観となるよう、保全・整備を図ります。 □貫井地区の集落等で見られる鰻絵のある家々は、営みとともにある文化を象徴する景観であり、保全・継承を図るとともに、地域の魅力として活用します。 □龍頭橋をはじめとした沈み橋*は、里の人々の営みの中で作られ、使われてきた資源であり、適切に保全を図ります。 □1300 年に亘り受け継がれているどぶろく祭りをはじめ、それぞれの集落に受け継がれている伝統的な行事や祭礼等は、特別な日の景観として、その継承を図ります。 □地域の祭礼の舞台となる場では、景観に配慮した整備を図ります。

ゾーン区分 心得	山のゾーン	海・海辺のゾーン
1. 地形・歴史・文化を受け継ぐ佇まいを大切にする	□六郷満山の文化が色濃く残る石造物や寺社等は、国東半島固有の文化であるとともに、地域の特徴ある資源であり、適切に保全し、継承を図ります。 □山頂近くに六郷満山の本山寺である水月寺の奥の院跡を有する津波戸山は、固有の自然と文化がつくり出す景観の保全、継承を図ります。 □宇佐八幡宮とゆかりが深く、境内には原生林や巨木が林立する「大元神社」が祀られている御許山は、固有の自然と文化がつくり出す景観の保全、継承を図ります。	□八幡奈多宮と海が創り出す特徴ある景観の保全を図ります。

ゾーン区分 / 心得	まちのゾーン	里のゾーン
2. 暮らしを彩る豊かな自然を大切にする	□八坂川や高山川等の河川環境をはじめとする多くの河川とその周囲のまちなみが一体となって創り出す良好な景観の保全を図ります。 □多様な生物の生息環境となるよう、生態系に配慮した河川環境の保全を図ります。 □河川沿いの樹林等は適切に保全を図ります。	□八坂川や高山川、桂川をはじめとする多くの河川とその周囲の田園・集落・里山が創り出す良好な景観の保全を図ります。 □多様な生物の生息環境となるよう、生態系に配慮した河川環境の保全を図ります。 □河川沿いの樹林等は適切に保全を図ります。
3. 賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にする	□背景に広がる丘陵地等の緑と調和した潤いあるまちの景観の創出を図ります。 	□新たな宅地開発等を行う際には、個々の敷地における庭木や生垣による緑化の促進やゆとりある宅地の配置等により、穏やかな里の景観に馴染むよう努めます。

ゾーン区分 心得	山のゾーン	海・海辺のゾーン
2. 暮らしを彩る豊かな自然を大切にする	□県立自然公園では、豊かな樹林地や奇岩などの貴重な自然環境を適切に保全するとともに、登山や散策など自然の豊かさを楽しめる場として、積極的な活用を図ります。 □鋸山（のこぎりさん）や津波戸山、雲ヶ岳（くもがだけ）、華岳（はながだけ）などの山々では、山林の適切な維持・管理を図り、山々が見せる山容や奇岩と樹林地が創り出す特徴ある山岳景観の継承を図ります。 □開発等による自然への影響を最小限に抑え、羽門（うど）の滝等の渓谷や水の口湧水など、潤いが感じられる景観の保全を図ります。 □樹林地における野立広告の設置は避け、自然が創り出す景観の保全を図ります。	□開発等による自然への影響を最小限に抑え、干潟が広がり、野鳥が飛来する守江湾の創り出す豊かな自然環境の保全を図ります。 □奈多海岸の松並木と砂浜が創り出す白砂青松の美しい風景を保全し、多くの人々が自然に親しむことのできるよう県立自然公園として積極的な活用を図ります。 □松並木をはじめとした、緑が連続する沿道景観の保全を図ります。
3. 賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にする		□屋外広告物*を掲出する際には、海への眺めを阻害せず、海辺の景観と調和する配置、規模、色彩とするよう努めます。

ゾーン区分 / 心得	まちのゾーン	里のゾーン
3. 賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にする	□個々の敷地において庭木や花壇等による緑化の促進に努めることで、緑豊かな市街地景観の形成を図ります。 □幹線道路等の沿道や鉄道沿線では、屋外広告物の適切な掲出を誘導し、秩序と賑わいが調和した景観の形成を図ります。	□地域の暮らしに必要な公共公益施設の整備の際には、集落の家々に比べると規模の大きなものとなることを踏まえ、規模や外観、敷地内の緑化等により、里の景観に調和するよう努めます。 □幹線道路等の沿道や鉄道沿線では、屋外広告物の適切な掲出を誘導し、里らしい秩序ある景観の形成を図ります。
4. 農林水産業や集落と一体となったなりわいの風景を大切にする	□まちの周囲に広がる穏やかな里山や田園との調和に配慮した、潤いのある景観形成を図ります。 	□河川沿いに広がる纏(まと)まった農地では、無秩序な開発を抑制し、優良な農地の保全を図ります。 □季節ごとに移り変わる彩り豊かな景観が見られる丘陵地での茶園やみかん園、河川沿いの田園では、営農環境の維持と活力づくりの推進により、ふるさとを感じさせる景観の保全・継承を図ります。 □農地や里山における野立広告の設置は避け、なりわいが創り出す景観の保全を図ります。

ゾーン区分 心得	山のゾーン	海・海辺のゾーン
3. 賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にする		
4. 農林水産業や集落と一体となったなりわいの風景を大切にする	□山林は、林業振興施策との連携により、山村集落と調和した景観の保全・継承を図ります。	□守江湾の干潟に広がる牡蠣棚と海、多くの船が停泊する漁港や漁村集落などは、水産業振興施策との連携により、海でのなりわいが創り出す景観の保全・継承を図ります。

2.「基本方針2　よい眺めを楽しめる場をつくる」ために・・・

ある視点場*からのよい眺めを市民や来訪者などの多くの人が楽しみ、共有することは、杵築市固有の景観イメージを共有することにつながります。

よい眺めを楽しめる場をつくるには、市民・事業者・行政でどこからのどのような眺めが大事であるかを掘り起こし、心地よく過ごすことのできる視点場の整備を進め、景観を楽しむ機会をより多く創り出すことが重要です。

心得	共通
5. 杵築らしい眺望を大切にする	□杵築城下町地区では、坂道を介して、谷あいの町と台地上が互いに見る・見られる関係である特徴を踏まえ、道・家・庭などからの多様な眺めを楽しめる視点場づくりに努めます。 □杵築城や城下町の崖線への眺望は、日常生活の中で多くの市民に馴染み深く、また来訪者には印象的な景観であり、独特な地形と歴史が創り出す特徴的な眺望の保全を図ります。 □守江湾や伊予灘、別府湾を眺めることができる丘陵地や高台、道路のうち、多くの人が訪れる主要な場所では、広場や公園等の整備により、みんなが楽しめる視点場づくりに努めます。 □杵築城下町地区の周辺では、城山公園等の高台から多くの人に眺められることを踏まえ、守江湾と調和した風情と落ち着きのある景観となるよう配慮を求めます。 □河川や海岸、山への眺望等、自然を楽しむことのできる場では、良好な自然景観を阻害しないよう、屋外広告物の配置や規模、色彩に対して配慮を求めます。

□甲尾山（こうおさん）や横岳（よこだけ）などの山への眺めや、沈み橋や酒蔵等への眺めなど、地域の人々にとって身近なシンボルとなっている景観の保全を図ります。

□みかん園や茶園など、杵築市の特徴ある産業活動の場では、来訪者に「見せる」工夫を検討するなど、特徴ある生なりわいが創り出す彩り豊かな景観の活用を図ります。

□鋸山や横岳の山地や、身近な里山である甲尾山等の山頂では、広がりのある空と周囲の山々や里への眺望を楽しめる視点場づくりに努めます。

□散策路や水辺広場の整備等により、河川への景観や水辺を楽しめる空間づくりに努めます。

□良好な眺望を楽しめる視点場がどこにあるか、また既存の視点場の環境が快適なものかどうか等について、市民・事業者・行政で考え、共有し、より多くの良好な視点場の確保及び整備に向けた取組みを推進します。

3.「基本方針3　市民・事業者・行政が力をあわせて、持続的に取り組む」ために・・・

多くの市民や住民で共有できるよい眺めは、その眺めを構成している地物を磨くことや視点場からの眺めを楽しむ場をつくるだけでは、十分とは言えません。

時として、その眺めを阻害するものを「取り除く」ことによる景観形成も必要です。また、阻害するものが現れる前に立地（設置）を制限するなどの「未然防止」等も重要なことです。

景観形成においては、日常的な市民の目によるチェックや、多様な事業者（例えば、インフラ施設*の供給事業者等）の協力、多様な法制度の活用が必要となります。

特に、「取り除く」ことや「未然防止」による景観形成にあたっては、以下のような取組みや仕組み等を活用しながら、市民・事業者・行政が力をあわせて、持続的に取り組んでいくこととします。

■住民主体による取組みの促進

阻害要素の除去や未然防止には、まず何よりも「よい景観を守りたい」という地域住民等の思いが重要です。

そのためには、住民が主体となって、地域の守りたい景観や改善したいことを共有し、多様な制度を活用していくことができるよう、必要に応じて、景観形成に関する専門家や職員等の派遣、出前講座など、積極的な支援を行います。

■都市計画等の制度を活用した土地利用制限（阻害要素に対する立地の制限）

阻害要素に対する立地を制限しなければ、よい眺めを守ることができない場合やその利用のされ方を変えないように制限する場合には、土地利用に関する制限が可能である都市計画法や都市緑地法*等、他の法制度に基づく制限を活用することが可能です。

そのためには、市民の意向を踏まえ、必要に応じて多様な制度の活用を行うこととします。

■公益事業者と行政の協力体制の構築（景観法*に基づく景観協議会*の活用）

生活していく上で必要なインフラ施設は、時に、よい景観への眺めを損ねてしまう対象となる場合があります。電気事業者や電気通信事業者、鉄道事業者等の民間事業者と、行政の関係各課が協力・連携しながら、よい眺めを阻害しないよう景観形成に取り組むためには、インフラ施設による影響を最小限とするための課題解決に向けた体制の構築を行うことが重要です。

そのためには、景観法に定められた協議の場である「景観協議会」の設置及び積極的な活用について検討します。

第4章　周囲と調和した景観形成に向けたルール
～景観法に基づく届出と審査～

1. 基本的な考え方

杵築市では、海から山までの多様な地形を素地に、市内のいたるところで自然と人の営みが長い歴史の中で積み重ねられてきた良好な景観を見ることができます。

その一方で、建築行為や開発行為に対して一定の制限が必要となる都市計画区域*は市域の一部のみに指定され、市域の大部分は都市計画区域外にあたります。

地域の景観は、人々の暮らしの在り様の写し鏡であり、社会・経済的な背景のもと、時代とともにその姿は変化していくものです。しかし、一方で、その変化が大きければ大きいほど、地域の姿に与える影響は大きく、本来持っていた良い景観を失ってしまう危険性もあります。

そこで、杵築市では、都市部から農村部まで多様な土地利用と経済活動が行われる中で、今ある良い景観を次の世代まで継承できるよう、地域に与える影響が大きいと考えられる一定の行為に対し、景観法*に基づく届出を義務づけ、行為者に対し、地域の景観と調和するよう一定の配慮を求めることとします。

また、地区レベルにおいて、特徴ある景観を形成しているエリアについては、地区の実情に応じた景観形成に必要な措置が可能となるよう、市長により「景観重点地区」の指定を行うこととします。

2. 区域の区分

区域及び区分		概　要
杵築市景観計画区域*		景観法に基づく景観計画*の対象となる区域として、杵築市全域（地先公有水面を含む）とします。
	一般地域	景観計画区域のうち、「景観重点地区」に指定された地区以外の区域の全てとします。
	景観重点地区	特に良好な景観を有する地区又は、きめ細やかな景観形成を推進する地区とします。地区の指定にあたり、住民等との協働*により、地区景観形成方針及び地区景観形成基準について協議を重ね、住民等の合意形成を図った上で、市長により指定を行うこととします。

※なお、「景観重点地区」が指定されるまでは、一般地域の基準が適用されます。ただし、都市計画法に基づく「地区計画*」が定められた区域で、景観形成に係る基準が定められている場合には、地区計画の基準が適用され、景観法に基づく届出等の適用は除外されます。

3. 景観法に基づく届出を求める必要がある行為

良好な景観の形成に向け、本市において景観法に基づき、届出の対象とし景観形成基準に基づく審査の対象となる行為は、以下のとおりとします。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">対象となる行為</th><th colspan="2">規　模</th></tr>
<tr><td rowspan="5">一般地域</td><td>建築物</td><td>〇新築・増築・改築・移転
〇外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積※1の１／２以上のもの</td><td colspan="2">〇高さ 10m超のもの、又は延べ面積 500㎡超のもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物</td><td rowspan="2">〇新設・増築・改築・移転
〇外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積※1の１／２以上のもの</td><td>a．擁壁など</td><td>〇高さ 5m超のもの</td></tr>
<tr><td>b．塔状工作物
c．遊戯施設
d．製造施設・貯蔵施設・処理施設など</td><td>〇高さ１０m超のもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">開発行為※2、土石類の採取、宅地の造成その他の土地の形質の変更</td><td colspan="2">〇面積 1,000 ㎡を超え、かつ、のりの高さ 2mを超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">木竹の伐採</td><td colspan="2">〇行為に係る土地の面積の合計が500㎡超のもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外における土砂、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵</td><td colspan="2">〇面積 100 ㎡を超え、かつ、高さ 2m を超え、かつ、集積等の期間 90 日を超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">外観照明の新設・改設</td><td colspan="2">〇届出対象となる建築物・工作物の外観に設置する照明</td></tr>
<tr><td>景観重点地区</td><td colspan="2">上記の全ての行為、及び、景観法施行令第４条に定められた行為※3のうち、地区の景観形成上必要な行為</td><td colspan="2">※地区の特性を考慮し、適切な届出対象規模を設定</td></tr>
</table>

都市計画法に基づく「地区計画」が定められている「城下町地区」においては、建築物の建築等、工作物の新設等、外観照明の新設等については、地区計画の基準が適用されるため、景観法に基づく届出等の適用は除外される。

※１　見付面積とは、建築物（工作物）の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積。
※２　都市計画法第４条第 12 項に規定する「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更」。
※３　景観法施行令第４条に定められた行為とは、「１．土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」「２．木竹の植栽又は伐採」「３．さんごの採取」「４．屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」「５．水面の埋立て又は干拓」「６．夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明」「７．火入れ」をいう。

4. 景観形成基準

（1）基本的な運用の考え方

景観形成には、行為を行う周囲に対して調和するよう配慮を行いながら、周囲に不快感を与えないものとして整備することが必要です。

そこで、一般地域における景観形成の考え方として、行為者の主体的な景観配慮の考え方を確認し（【A】共通事項）、最低限のマナーとして基準に適合しているか否かを審査する（【B】行為別事項）こととします。

▼一般基準の運用の考え方

一般地域※で適用される＜一般基準＞の仕組み

※景観重点地区に指定された区域を除く、全てのエリア

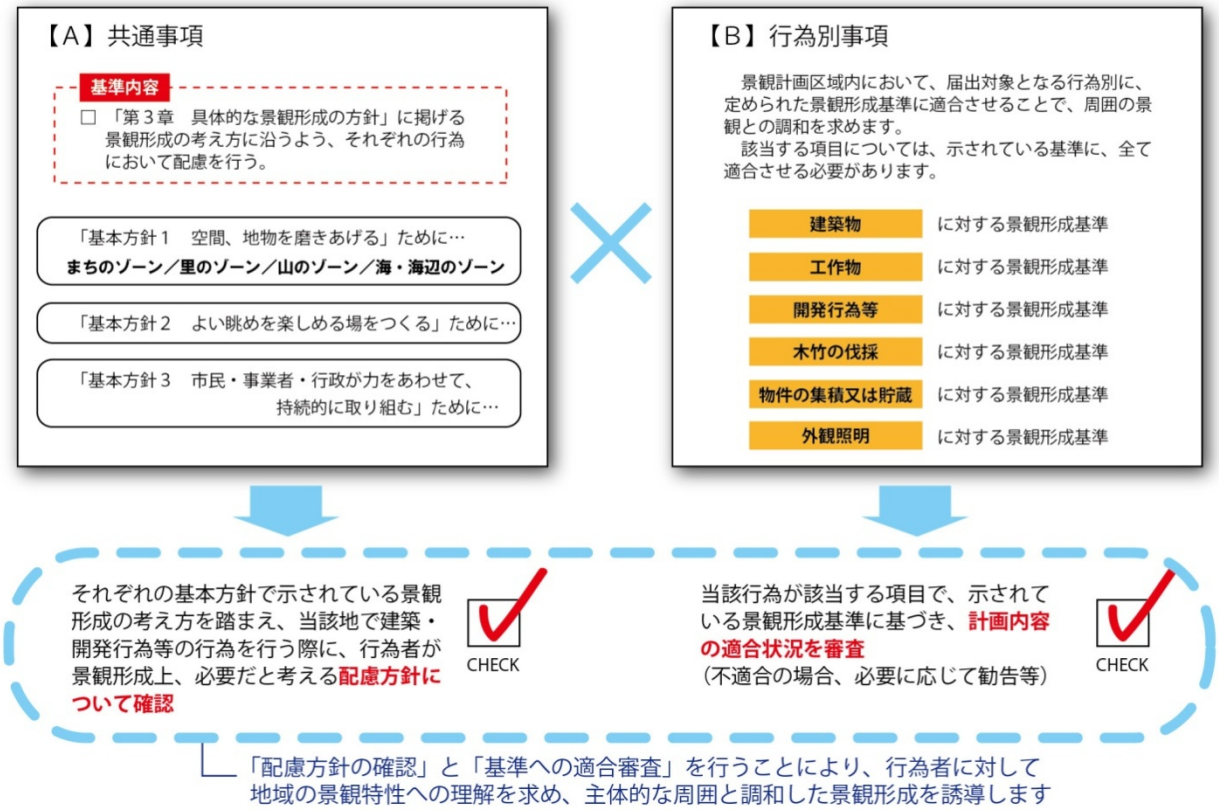

（２）一般地域における景観形成基準

一般地域では、当該行為者は、行為を行う事前の届出時に【A】共通事項を踏まえた配慮方針について記載を求めるとともに、【B】行為別事項に基づき、当該行為の該当する項目ごとに、計画の適合・不適合のチェックを行うことで、行為者による主体的な景観形成に向けた配慮を誘導するものとします。

【A】共通事項

項目	景観形成基準
共通	□「第３章　具体的な景観形成の方針」に掲げる景観形成の考え方に沿うよう、それぞれの行為において配慮を行う。 □届出対象となる行為は、行為そのものが行為地の周囲の景観に与える影響が大きなものであるということを踏まえ、周囲の景観に馴染むよう調和に向けた努力を行うとともに、当該行為地において、周囲の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。

【B】行為別事項

項目		景観形成基準
建築物・工作物	位置	□地域の景観を特徴づけている山や海、河川、橋等への眺めを損ねないよう配慮する。 □通りとしての連続性や、地域全体としてのボリューム感を大きく損ねないよう配慮する。
	形態・意匠*	□周囲と調和した建築スケールとなるよう、規模や形態において留意・工夫する。 □地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 □周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努める。
	設備等	□屋上等に設置する工作物や設備類は、通り等から見えないように配慮する、又は建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫する。 □付随する設備類は、可能な限り、道路等の公共の場から容易に目にしない位置に配置する。やむを得ず配置する場合には、ルーバー*や植栽等を活用することによる目隠しを行う等、見苦しくないよう配慮する。

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物・工作物</td><td>色彩</td><td>□外観の基調となる色は、無彩色又は、下記の色彩基準※に適合したものとし、周囲から突出するような奇抜な色彩の使用は避ける。
<table>
<tr><th rowspan="2">色　相</th><th colspan="2">彩　度</th></tr>
<tr><th>まちのゾーン</th><th>その他のゾーン</th></tr>
<tr><td>Y（黄）・YR（黄赤）・R（赤）</td><td>6以下</td><td>4以下</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>2以下</td></tr>
</table>
□屋根はできる限り無彩色又は、低明度・低彩度色を使用し、周囲の景観と調和したものとする。
□彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めるとともに、高層部分への使用はできる限り避ける。</td></tr>
<tr><td>付帯する屋外広告物*</td><td>□建築物の外壁や屋上等へ設置する屋外広告物は、節度あるものとし、奇抜なデザインは避ける。
□掲出数は最小限とし、可能な限り設置位置は集約する。
□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、その高さは１層程度（約３m）に抑える。</td></tr>
<tr><td>外構・緑化等</td><td>□道路との境界部を中心に、樹木や生垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう周囲からの見え方に配慮する。
□建築物等に付随する塀や柵等を設置する場合には、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。
□付属駐車場では、通りから見た際、閑散とした印象を最小限とするよう、道路との境界部を中心に植栽を施したり、敷地内での植栽や舗装での工夫を行う。
□フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開発行為等</td><td>造成等</td><td>□地形を踏まえ、地形改変が最小限となるよう配慮した造成に努める。
□切土・盛土は最小限となるよう配慮する。
□法面*や擁壁が生じる場合には、長大なものや周囲に対し圧迫感を与えるものとならないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には緑化等の措置を行う等、周囲との調和に努める。
□擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮する。</td></tr>
<tr><td>環境保全</td><td>□できる限り、既存の纏まった樹林地は保全・活用する。
□植生や動植物の生態系など、貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。</td></tr>
</table>

項目		景観形成基準
木竹の伐採	調和	□巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避ける。 □伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。
物件の集積又は貯蔵	調和	□資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。 □できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、道路との境界部に植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。
外観照明	照度等	□ネオンサイン等の派手な照明器具や点滅照明はできる限り設置しない。商業地等でやむを得ず設置する場合には、周辺に不快感を与えないよう配慮し、最小限の使用にとどめる。

※色彩の表示は、日本工業規格（JIS）に規定されたマンセル表色系によるものとする。
ただし、次に掲げるものについては、適用除外とする。

①他の法令の規定により義務付けられたもの。
②計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
③自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合。
④神社、寺院、橋梁等で地域住民から親しまれ、地域のランドマーク*としての役割を果たしているもの。
⑤１壁面に対し１／５以下の面積で用いるアクセントカラー*。
⑥その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの。

参考）マンセル表色系とは

一般的に色彩は，赤や青，黄などの色名で表しますが，色名の捉え方には個人差があり，ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため，景観計画では，ＪＩＳ（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用します。

「マンセル表色系」では，色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」の３つの尺度を組み合わせて表します。

●色相（いろあい）

色相は，１０種の基本色，赤（Ｒ），橙（ＹＲ），黄（Ｙ），黄緑（ＧＹ），緑（Ｇ），青緑（ＢＧ），青（Ｂ），青紫（ＰＢ），紫（Ｐ），赤紫（ＲＰ）を表し，それを１０等分します。１０色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって，５Ｒや５Ｙなどのように表記します。

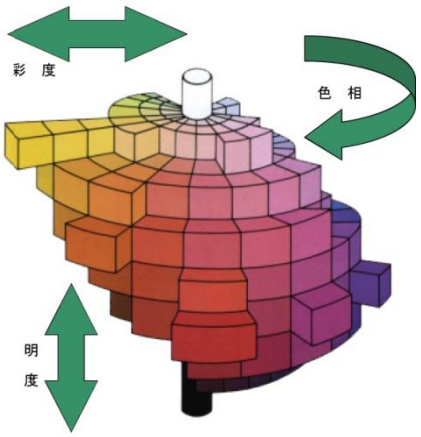

（参考１）マンセル色立体

●明度（あかるさ）

明度は，明るさの度合いを０～１０までの数値で表し，暗い色ほど数値が小さく，明るい色ほど数値が大きくなります。

●彩度（あざやかさ）

彩度は，鮮やかさの度合いを０～１６程度までの数値で表し，色味のない鈍い色ほど数値が小さく，黒，グレー，白などの無彩色の彩度は０になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく，例えば赤の原色の彩度は１６程度となります。

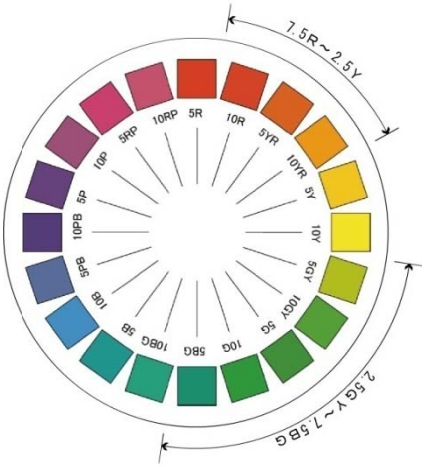

（参考２）マンセル色相環

●マンセル値

色彩の３属性を組み合わせて表記する記号で，下記のように読みます。

5YR 6 / 4

５ワイアール ６ の ４

（色相）（明度）（彩度）

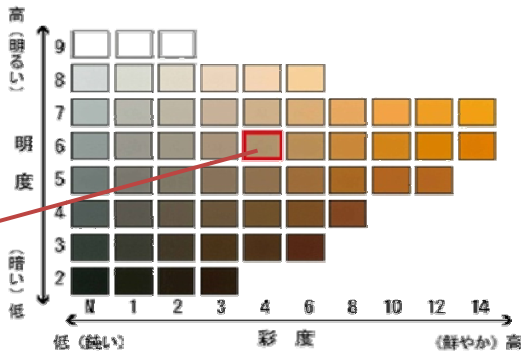

（参考３）マンセル色標（５ＹＲ）

（３）届出の流れ

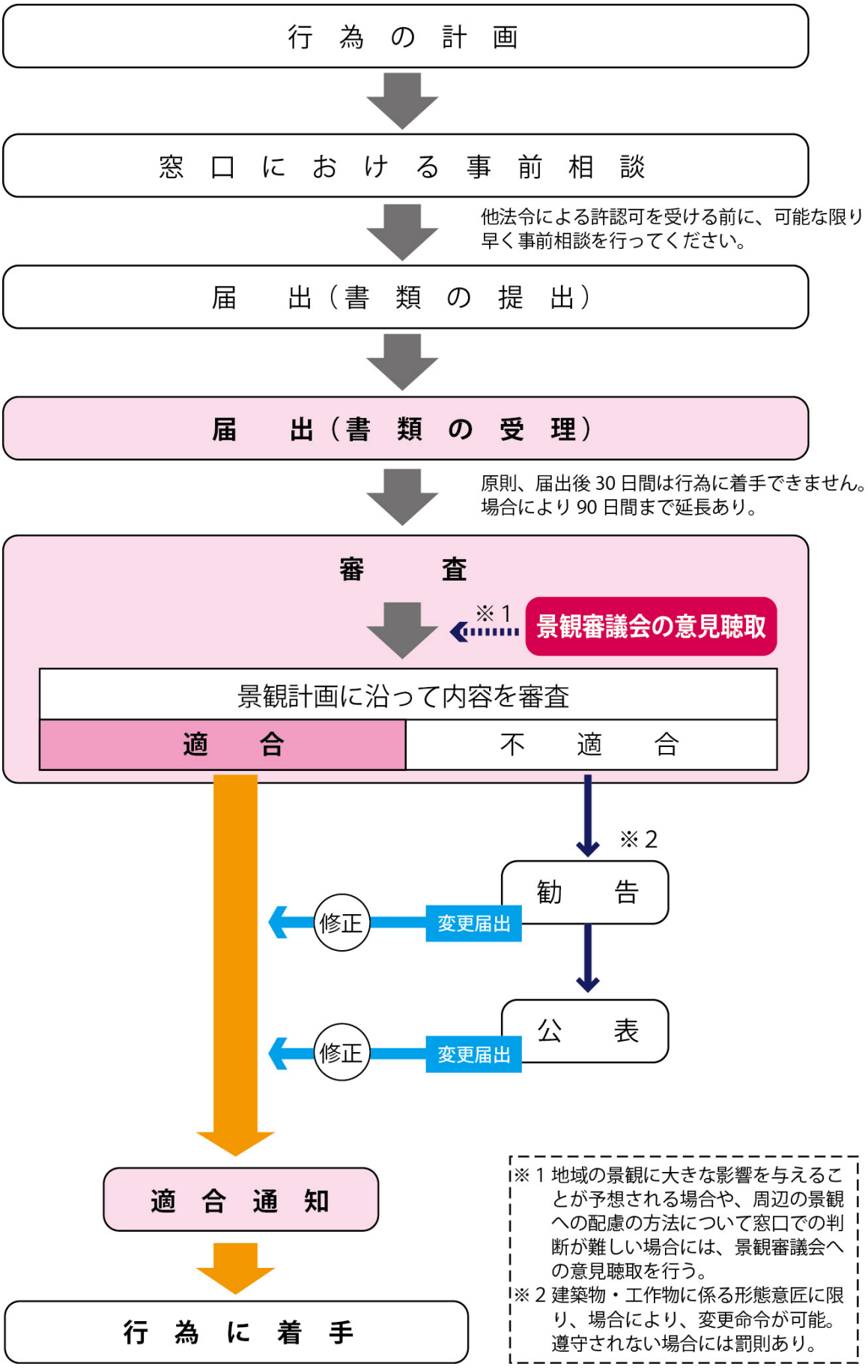
行　為　の　計　画
窓　口　に　お　け　る　事　前　相　談
他法令による許認可を受ける前に、可能な限り早く事前相談を行ってください。
届　　出（書　類　の　提　出）
届　　出（書　類　の　受　理）
原則、届出後 30 日間は行為に着手できません。場合により 90 日間まで延長あり。
審　　査
※１
景観審議会の意見聴取
景観計画に沿って内容を審査
適　　合
不　適　合
※２
勧　　告
修正
変更届出
公　　表
修正
変更届出
適　合　通　知
行　為　に　着　手
※１ 地域の景観に大きな影響を与えることが予想される場合や、周辺の景観への配慮の方法について窓口での判断が難しい場合には、景観審議会への意見聴取を行う。
※２ 建築物・工作物に係る形態意匠に限り、場合により、変更命令が可能。遵守されない場合には罰則あり。

第5章　地域資源を活かした景観形成の仕組み

1. 景観重要建造物*・景観重要樹木*の指定方針

（1）基本的な考え方

良好な景観を構成する重要な資源（建造物又は樹木）について、景観法*に基づき、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定することで、市民共有の景観資産として保全し、次の世代に継承することが可能となります。

市内には、シンボル的な資源である杵築城をはじめ、伝統的な様式の建築物や寺社、地域のなりわいや文化を今に伝える建築物、沈み橋*や国東塔等の建造物、鎮守の森やご神木となっている巨木・古木、松並木など、多くの人々に親しまれている資源が数多く分布しています。これらは、歴史的・文化的な価値が高い稀有なものから、地域に馴染み深く、多くの人々に愛着を持って大切に受け継がれてきているものなど、多様なものが考えられます。

本市では、景観形成の考え方として５つの心得を掲げています。これらの実現には、欠くことのできない重要な資源を適切に保全するとともに、その周囲で行われる建築・開発行為に対して調和を図るよう促し、魅力ある景観が将来にわたり受け継がれていくよう、官民が協働*して取り組むことが重要です。

景観行政と文化財行政が互いに連携しながら、景観形成を図る上で、市民にとって重要なものについては、次に示す指定方針に基づき、「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」の指定を行うこととします。

なお、文化財保護法*により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しないものとします。

※参考：景観法施行規則
（景観重要建造物の指定の基準） 第６条　法第１９条第１項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 １　地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域*内の良好な景観の形成に重要なものであること。 ２　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること （景観重要樹木の指定の基準） 第１１条　法第２８条第１項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 １　地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。 ２　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

（2）景観重要建造物の指定方針

本市では、道路等の公共の場から容易に見ることができる建造物のうち、以下の要件のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定できることとします。

指定にあたっては、その評価について有識者等の助言を受けるとともに、当該建造物の所有者の同意を得た上で行うものとします。

なお、景観重要建造物に指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となります。

［要件］
- ○　文化財保護法に基づく登録有形文化財に登録されている建造物
- ○　大分県文化財保護条例に基づく大分県指定文化財に指定されている建造物
- ○　杵築市文化財保護条例に基づく杵築市指定文化財に指定されている建造物
- ○　ランドマーク*やシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- ○　地域の自然、歴史、文化等からみて、優れたデザインや特徴ある外観を有するなどにより、周囲と一体となって良好な景観形成を牽引している建造物
- ○　他の地域にあるものに比べ、景観上、稀有な価値があると認められる建造物

（3）景観重要樹木の指定方針

本市では、道路等の公共の場から容易に見ることができる樹木又は群を形成している木立のうち、以下の要件のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定できることとします。

指定にあたっては、その評価について有識者等の助言を受けるとともに、当該樹木の所有者の同意を得た上で行うものとします。

なお、景観重要樹木として指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となります。

［要件］
- ○　杵築市文化財保護条例に基づく杵築市指定天然記念物に指定されている樹木
- ○　大分県文化財保護条例に基づく大分県指定天然記念物に指定されている樹木
- ○　ランドマークやシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- ○　地域の自然、歴史、文化等からみて、特徴ある樹形を有するなどにより、周囲と一体となって良好な景観形成を牽引している樹木
- ○　他の地域にあるものに比べ、景観上、稀有な価値があると認められる樹木

2. 屋外広告物*の表示及び掲出に関する事項

（1）基本的な考え方

屋外広告物は、景観を構成する要素の１つであり、その表示・掲出の方法により景観形成に与える影響は大きなものとなります。

現在、市内において、一定の屋外広告物を表示・掲出する際には、大分県屋外広告物条例*に基づく許可基準が定められており、許可が必要な場合があります。

本市では、屋外広告物もそのデザインや掲出方法によっては、景観を構成する重要な要素となることを踏まえ、屋外広告物の表示及び掲出について、配慮事項を示し、景観と調和のとれた経済活動を誘導するよう努めます。

（2）屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項

魅力ある景観を阻害せず、周囲と調和した屋外広告物の表示及び掲出を誘導するため、表示及び掲出にあたっては、以下の点について配慮を求めます。

［配慮事項］

○　周囲の景観に大きな影響を与えないよう、表示面積は必要最小限とする。
○　複数の屋外広告物を掲出する場合には、数・設置位置を集約する。
○　のぼり旗、張り紙などは最小限の数とする。
○　安全上、支障のないよう定期的な維持管理に努める。
○　名勝等の優れた自然景観を有する地域では、眺望を阻害するところへの設置を避ける。
○　奇抜な色彩や多色使いによる派手なデザイン、蛍光色や反射材の使用は避ける。
○　特色ある景観を有する地域では、地域イメージを阻害しないよう素材・デザイン、設置位置等において配慮する。

3. 景観重要公共施設*の整備等に関する事項

（1）基本的な考え方

道路や公園、河川、港湾等の公共施設は、その整備のあり方により、周囲に与える影響が大きくなる場合も見られます。地域の景観は、これらの公共施設と民間施設が融合することで形作られていることを踏まえ、地域の景観に配慮した公共事業の実施に努めることが必要です。特に、重要な骨格を形成している幹線道路や河川、景観重点地区の区域内の道路や公園等については、良好な景観形成を図る上で重要な要素といえます。

本市では、これらの道路や河川、公園等について、国・県等の公共施設管理者との協議を行った上で、適宜、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行い、魅力ある公共施設の整備とその周辺の景観形成の両面からの取組みを推進します。

［指定の対象］
○　市内の骨格を担う主要な公共施設
○　ランドマークやシンボルとして、広く市民に親しまれている公共施設
○　今後「景観重点地区」に指定する地区など、地区レベルでの景観形成を推進する上で重要な公共施設

（2）景観重要公共施設の整備方針

景観重要公共施設に指定した公共施設については、以下に示す整備に関する方針に基づき、良好な景観の形成に向けた取組みを進めます。

公共施設	整備に関する方針
道路・橋梁	○　道路線形は、地形を極力踏襲したものとし、新たに発生する法面*が最小限となるようにする。 ○　道路の法面は、緑化を行うなど周囲の景観との調和に配慮する。 ○　できる限り街路樹や植栽帯を整備するとともに、適切な維持・管理に努める。 ○　交通安全施設や標識、案内板等の設置にあたっては、周囲の景観と調和し、かつ統一感のある形態・意匠*ンどう、色彩、素材とする。 ○　橋梁の整備等にあたっては、周囲の景観との調和に配慮し、落ち着いた形態・意匠、色彩とする。 ○　沈み橋などの地域の歴史・文化を象徴する資源は、治水計画上支障のない範囲で保全に努める。 ○　多くの人が利用し、よい眺めを望める区間には、休憩場所やポケットパーク*を設置するなど、眺望を楽しむことができるように工夫する。

公共施設	整備に関する方針
河川	○　多自然型川づくり*を基本とし、河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（国土交通省）を踏まえた整備に努める。 ○　河川護岸の整備にあたっては、治水上の安全性を適切に確保しつつ、自然環境に馴染むよう自然素材を用いるなど、周囲の景観との調和に配慮する。 ○　水辺に近づける広場や水辺を眺めることができる散策路を整備するなど、眺望を楽しむことができるよう工夫する。
公園	○　公園施設を設ける場合は、形態・意匠、色彩、素材を工夫し、周囲の景観との調和に配慮する。 ○　既存の樹木などの適切な維持・管理に努める。 ○　多くの人が集い、よい眺めを望める地点には、休憩場所やベンチを設置するなど、眺望を楽しむことができるように工夫する。
海岸	○　護岸等の整備にあたっては、自然環境の保全や周囲の景観との調和に配慮する。 ○　既存の松並木等の適正な維持・管理に努める。 ○　海や海岸を眺めることができる場を整備するなど、眺望を楽しむことができるよう工夫する。

※協議が整い次第、各施設についての具体的な整備方針等を定めることとします。

第6章　市民・事業者・行政の協働による取組み

1. 主体別の役割

地域の特性を活かした景観形成には、市民・事業者・行政のそれぞれが役割を認識し、互いに協力・連携しながら、取り組むことが不可欠です。景観形成の目標や基本方針を市全体で共有するとともに、できることから少しずつでも実行に移していくことが重要です。

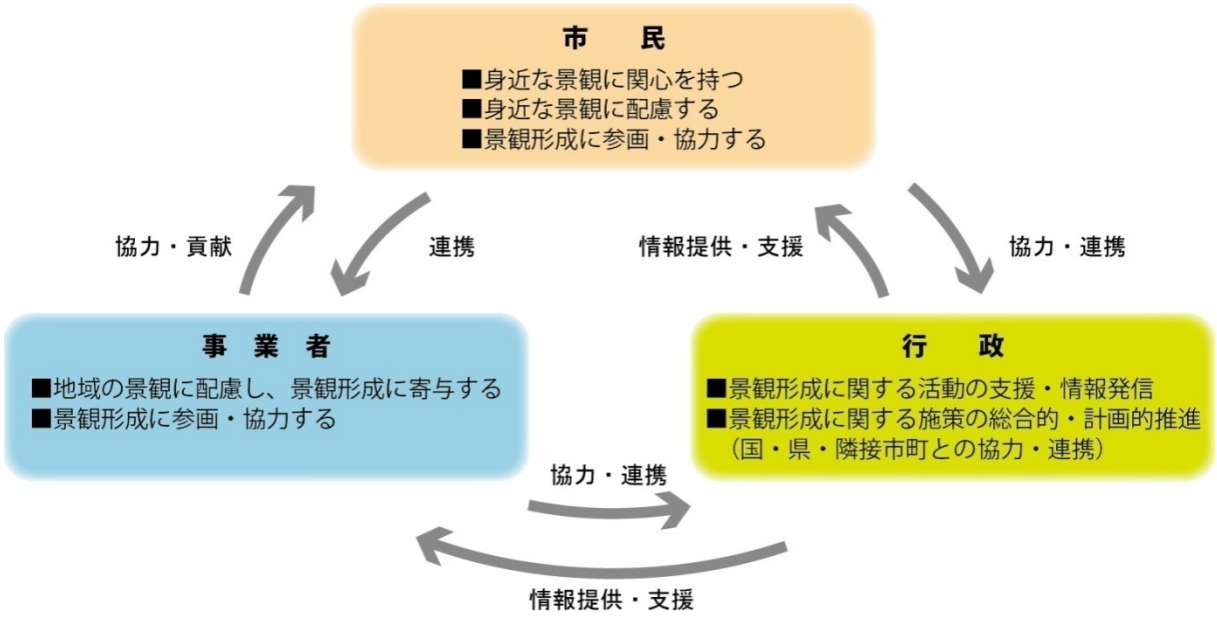

※参考：景観法*における責務（景観法第3～6条）

（国の責務）

第三条　国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第五条　事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第六条　住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

■　市民の役割

〇一人ひとりの行為の積み重ねが、地域全体の景観を構成しています。調和のとれた魅力ある景観形成には、一人ひとりが周囲に目を向け、関心を持つとともに、日常の暮らしの中で景観について考え、周囲に配慮することが大切です。

〇地域全体で協力・連携することが景観形成には最も重要な取組みであり、一人ひとりが主体的に地域の景観形成に参画・協力することが大切です。

■　事業者の役割

〇事業者は、事業活動が周囲に影響を与えることを認識し、地域の景観と調和するよう配慮するとともに、主体的に地域の景観形成に寄与するよう、事業活動に取り組むことが必要です。

〇事業者もまた、市民と同様、景観形成の担い手です。市民とともに、地域の景観形成に主体的に参画・協力することが必要です。

■　行政（市）の役割

〇景観形成に関する情報を広く発信するとともに、市民・事業者の主体的な景観形成につながる活動を支援していきます。

〇景観行政の主体である景観行政団体*として、景観形成に関連する施策について総合的・計画的に取り組んでいきます。また、必要に応じ、国や大分県、隣接市町と協力・連携した取組みを推進していきます。

2. 景観形成を推進するための取組み

（1）協働*による景観形成の推進

■景観形成に関する情報発信

市内で見ることのできる多様な魅力について、その地域の景観を通して市民・事業者が気づき、景観に関心を持ってもらう機会が必要です。ホームページや広報誌等を活用し、市内の景観の魅力や地域の資源を紹介するとともに、景観形成に関する情報を容易に知ることができるよう、適切な情報発信に取り組みます。

■景観写真展等の開催による魅力の PR

市内の多様な景観を広く市民で共有することを目的に、市内の魅力ある景観写真を募集し、写真展の開催や広報誌、各種パンフレット等への掲載等を行うことを検討します。この取組みを通して、本市の魅力ある景観を市内外に広く PR し、市民の意識啓発と観光交流の促進につなげます。

【イメージ】写真展の開催

■景観学習機会の提供（景観教育、環境教育の場づくり）

「豊かな感性を育むことにつながる、地域を磨く景観形成」の将来の担い手である子どもたちを中心に、地域の景観を通して、それを形作る歴史や文化、自然環境について、学ぶことができるよう、教育機関や地域活動団体等と連携しながら、学習の機会づくりに取り組みます。

【イメージ】景観学習

■市民主体の『景観向上活動』への支援

市民・事業者による主体的な景観形成に関わる活動は、地域の美化活動から緑化活動、賑わいづくりに向けた活動など多様な取組みが見られます。

そこで、市内において良好な景観形成に向けた活動を積極的に行っている団体・グループを『景観向上活動団体』として認定し、必要に応じて景観形成に関する情報提供、助言、専門家や職員の派遣などの支援を行います。

【イメージ】地域の美化活動

■表彰制度の創設

市民や事業者の景観への関心を高め、意欲の向上を図るため、眺めのよい視点場*や、景観形成に寄与する建築物・工作物、また、市民・事業者等が主体となった景観向上活動などを表彰し、これらを広く発信していきます。

（2）総合的･計画的な景観施策の実施

■複合分野での連携・協力

景観形成を進める上で、土木・建築・都市計画、農林水産業、教育、文化財、観光などの多様な分野が同じ目標に向けて、取り組むことが必要です。

景観行政を進めるにあたり、複合分野間での連携･協力を行うことができるよう、各種事業の実施にあたっての庁内での連携体制づくりを進めます。

■景観計画*の充実（景観重点地区の拡充）

地区固有の景観の魅力を共有しながら、改善点などについて、地区住民との協議を重ねながら、それぞれの地区の魅力ある景観を育んでいくために、景観重点地区の指定に向けた取組みを推進し、きめ細やかな景観形成のためのルールづくりに努めます。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて景観計画の見直し等を行うなど、柔軟かつ継続的な景観形成の取組みに努めます。

■その他の法制度を活用した景観形成施策の実施

実行力のある景観形成の手法として、景観法以外にも多くの制度が設けられています。都市計画法による土地・建物の利用に関する地域地区*・地区計画*等による規制・誘導や、屋外広告物法による看板やサイン等の設置に対する規制、文化財保護法*による歴史的なまちなみや歴史遺産の保存・整備、都市緑地法*に基づく緑の保全・創出など、地域の景観形成において有効な手法を活用することにより、総合的な景観形成施策の推進に努めます。

■景観計画の住民等の提案制度の活用

景観法では、都市計画法と同様に、景観行政団体である自治体に対し、住民やNPO法人*等により、景観計画の素案を提案することができる「住民等による提案制度」（景観法第11条関係）が整備されています。

住民自らが自分たちの住むまちの景観形成について考え、地区の特性に応じた主体的な景観形成を進めていくことができるよう、市は本制度の活用に向けた情報提供やルールづくりの支援を積極的に行います。

【制度の概要】

項　目	概　要
提案事項	・景観行政団体が定める景観計画の素案
提案できる対象者	・当該区域内の土地の所有者等又は、まちづくりや公益法人 ・これらに準ずるNPO法人等の団体（条例による位置づけが必要）
提案の要件	・土地所有者等の３分の２以上の同意を得た場合 ・原則として、0.5ha以上の一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地 （ただし、将来の見通し等を勘案して、条例で区域を限る場合には、0.1ha以上0.5ha未満の範囲内で、規模別に定めることができる）

※参考：景観法における住民等による提案制度（景観法第11条）

（住民等による提案）

第十一条　第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

２　まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

３　前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

■景観審議会による審査・助言

景観計画を運用する上で、届出の中での勧告や変更命令等を出すにあたっての専門的な評価や、景観重要建造物*・樹木等の指定に係る評価、景観計画の策定及び変更などにあたり、市全域を対象に良好な景観形成に資するよう、総合的な判断が必要となると考えられます。

そこで、景観計画に基づき、良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するための仕組みとして、杵築市景観条例*に基づく「杵築市景観審議会」を設置することとします。

■景観協議会*・景観整備機構*の活用

景観形成に関する専門的な技術を有する専門家をアドバイザーとし、助言等を求めることができる制度の設立や、多様な主体間が一堂に会して協議する「景観協議会」（景観法第15条）の設置・活用、市民・事業者への啓発活動や活動支援等を主体的に実施できる「景観整備機構」（景観法第92条関係）の活用など、実現に向けた実行力のある体制づくりに努めます。

※参考：景観協議会（景観法第15条）

（景観協議会）

第十五条　景観計画区域*における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2　協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3　第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

※参考：景観整備機構（景観法第92・93条）

（指定）

第九十二条　景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項　の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2　景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4　景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（機構の業務）

第九十三条　機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

1　良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

2　管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木*の管理を行うこと。

3　景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。

4　前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

5　第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。

6　良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。

7　前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

用語の解説

あ行	
アクセントカラー	外壁に表情をつける場合などで、外壁各面の１／５以下の範囲に用いる色彩のこと。
意匠	物品の外観に関するデザインのこと。
インフラ施設	産業や生活の基盤として整備される施設のこと。道路・鉄道・上下水道・送電網・港湾・ダム・通信施設などが該当する。
ＮＰＯ（エヌ・ピー・オー）法人	Non-Profit-Organization の略。不特定かつ多数のものの利益の増進に貢献する活動を、自発的に継続して行うグループや団体のこと。「民間非営利組織」とも呼ばれる。
大分県沿道の景観保全等に関する条例	昭和６３年に制定された、美しい県土を守り育てるため、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化に関し、大分県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な地区の指定、行為の指導等を定めた条例。
屋外広告物	常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。
屋外広告物条例	良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物について適正な規制や誘導を行うための必要なルールを定めた条例。
か行	
杵築市景観条例	景観法において条例で定めることになっている事項など、景観行政を実施するために必要な事項を定める条例。
協働	市民、コミュニティ、NPO、ボランティア団体、企業等と行政が相互に理解・尊重しながら共通の目的を達成するために連携・協力すること。
景観協議会	景観法で定められた景観計画区域において良好な景観形成を進めるのに必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等が協力し合って協議を行い、景観に関するルールづくりを行う機関のこと。

景観計画	景観法に基づき、景観形成を進めるための基本的な計画のこと。計画対象となる範囲や良好な景観形成のための方針、届出の基準などのルールを定める。
景観計画区域	景観計画の定める景観形成を推進する区域で、現在ある良好な景観を大切にしながら、建築物の建築等の行為の制限を行い、緩やかな規制誘導を行う区域のこと。
景観行政団体	景観形成の方向を検討して景観計画を立案し、住民を含めた景観形成・保全体制を構築して制度を運用するなど、景観法を背景に良好な景観形成を計画的に進めていくことができる都道府県及び市町村のこと。
景観重要建造物	景観法に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物（建築物、工作物）のこと。
景観重要樹木	景観法に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木のこと。
景観整備機構	景観法に基づき、住民主導の持続的な景観形成の取組みを支援するため、NPO 法人や公益法人で景観行政団体の長から指定されたもの。 主な業務として、景観形成に関する情報提供、相談、その他の援助、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理などを行う。
景観法	平成 16 年に制定された、日本の都市、農産漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律。都市緑地法、屋外広告物法とともに景観緑（みどり）三法と呼ばれている。
さ行	
沈み橋	欄干を設けず、河川の増水時には水没する沈下橋のこと。
自然公園法	昭和 32 年に制定された、優れた自然の保護と自然とのふれあいの増進を目的とし、自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の３種類に体系化して、それぞれの指定、計画、保護規制等について規定した法律。
視点場	対象を眺める場所、位置のこと。
総合計画	自治体の全ての計画の基本となり、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく市町村の最高位に位置する計画のこと。

た行	
多自然型川づくり	河川の安全性を確保しつつ、河川が本来有している生物の良好な生育環境や美しい自然景観に配慮し、美しい川の保全あるいは創出を図る事業の実施手法のこと。
地域地区	都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、一体的かつ合理的な土地利用を実現するために定める地域、地区、街区のこと。
地区計画	都市計画法に基づき、ある一定の地区を対象に、実情にあったきめ細かい規制を行い、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全する制度のこと。
都市計画区域	都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。原則として都道府県が指定する。
都市計画法	昭和４３年に制定された、都市計画の基本となる法律。都市の健全な発展と秩序ある整備を目的として、都市計画区域、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業など都市計画の内容とともに、決定権限と手続き、開発許可、都市計画制限、都市計画事業などに関する事項を規定する。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。将来像を実現するため、土地利用や都市施設等の施策を明らかにするもの。
都市緑地法	昭和 48 年に制定された、良好な都市環境の形成を図るため、都市の緑地の保全と緑化の推進に関して総合的に規定する法律。
な行	
法面	地山の掘削、盛土などにより作られる人工斜面のこと。
は行	
文化財保護法	昭和２５年に制定された、文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界の文化の進歩に貢献することを目的とする法律。
ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などのわずかな土地を利用した小さな公園または休憩所のこと。

ら行	
ランドマーク	地域の目印や象徴となっている山や橋、記念碑や塔、建造物等のこと。
ルーバー	目隠しのために設置する羽板のこと。羽板の向きを調節して雨や日光を遮ることができる。
連坦	区画をまたいで、建築物や街区がつながっていること。
六郷満山	国東半島のほぼ中央にそびえる両子山（ふたごさん）から放射状に伸びる谷筋に沿って、武蔵（むさし）、来縄（くなわ）、国東（くにさき）、田染（たしぶ）、安岐（あき）、伊美（いみ）の６つの郷が開かれた地における、天台宗寺院全体の総称のこと。

資料

１．杵築市の概況

２．市民アンケート調査結果

３．杵築市景観計画策定経過

1. 杵築市の概況

海と大地が織りなす美しい自然

○穏やかな守江湾と豊かな干潟

市東部に広がる守江湾には、干満の変化でその姿を変える特徴を有しており、豊かな水を湛える海、干潟が広がり野鳥が飛来し、カブトガニが生息する海、カキの養殖が行われる牡蠣棚が広がる様子などが見られ、見るものに豊かさと美しさを感じさせています。これらは、多くの市民にとって、城下町の高台や丘陵地、海辺の道路など、多くの視点場から日常的に見られ、親しまれています。

城下町から八坂川と守江湾（市民提供）

穏やかな守江湾

カブトガニの棲む守江湾の干潟

○白砂青松の奈多海岸、住吉浜

市東部は、穏やかな伊予灘に面しており、広々とした海辺と空、白砂青松の美しい海岸が広がっています。

特に、奈多海岸や住吉浜では、松並木と砂浜が創り出す美しい海辺となっており、夏の海水浴や浜辺の散策など身近に自然を楽しめる場として、市民に親しまれています。

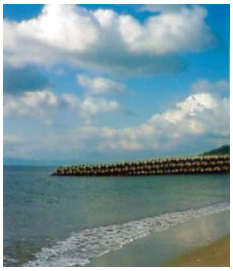

奈多海岸（市民提供）

○雄大な山々

市内には、北に両子山、自然公園区域に指定されており特徴的な山容からなる鋸山（田原山）、横岳、山香地域西部には雲ヶ岳や御許山、華岳、山香地域と日出町との境界には鹿鳴越山系がそびえており、山香・大田地域を中心に、豊かな樹林と岩々がつくる山を見ることができます。これらの山々は、その山容や山並みを日常生活の中で眺められているだけでなく、山歩きや山からの眺望を楽しむなど、多くの市民に親しまれています。

鋸山（田原山）

横岳からの緑豊かな山々

横岳自然公園

○豊かな水を湛える湧水

鹿鳴越山系の山々の麓の南畑地区では、湧水がこんこんと湧き、山々の自然が人々に与えてくれる自然の恵みを目にすることができます。近年、水の口湧水公園が整備されるなど、水の豊かさを市民に感じさせる場として親しまれています。

水の口湧水（県ホームページ）

○河川や滝（八坂川、高山川、桂川）

市内では八坂川や高山川、桂川などの河川が流れています。山間では樹林に囲まれる中を流れ落ちる滝の様子を見ることができるとともに、中流では田園の中を流れる様子、下流では市街地内を流れる様子、また穏やかな守江湾へ注ぎこむ様子など、多様な場において様々な川の流れと周囲の様子を見ることができます。

特に八坂川の河口部では、守江湾へと豊かな干潟が広がっており、野鳥が飛来する様子やカブトガニが生息する様子を身近に見ることができ、市街地近くにおいて生物の希少な生息環境となっていることを日常的に体感することができます。

野鳥の飛来する八坂川下流

豊かな水を湛える八坂川

山間を流れる桂川

■海と大地が織りなす美しい自然

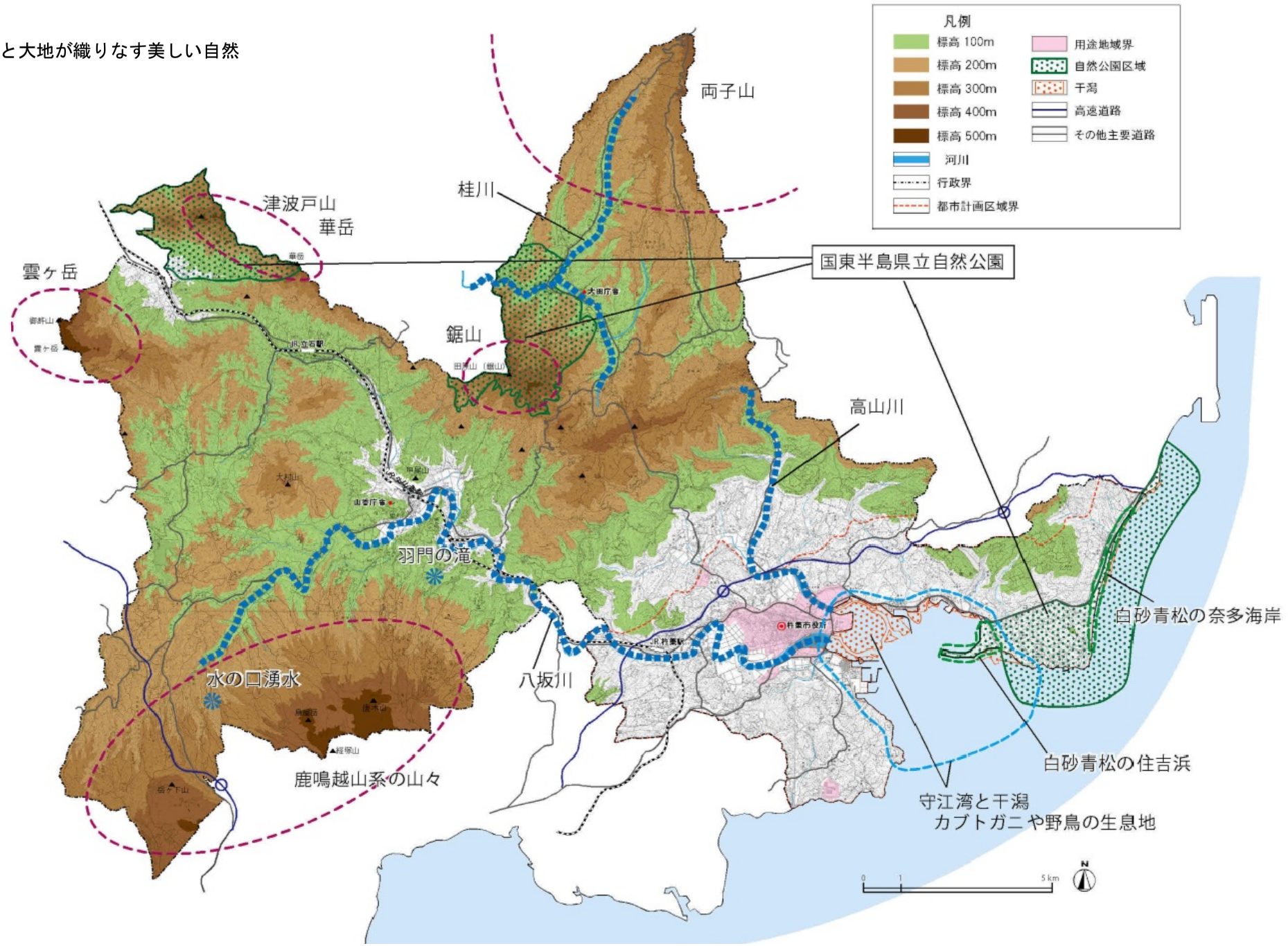

杵築城と城下町の歴史と文化

〇特徴ある城下町の地形（台地の崖、坂道）

複雑な崖地形に杵築城下町として立体的に築かれた城下町であり、地形上の特性を顕著に見ることができます。谷筋にあたる谷町をはさみ南北に台地がそびえる固有の地形上の特徴は、谷と台地を結ぶ坂道や谷筋の家々の背後に切り立つ崖を通して、谷から台地への立体的な様子を感じさせるとともに、台地から谷筋への見おろしを通して、地形が変化に富んだ特徴的な城下町であることを体感させます。

また、八坂川の右岸をはじめとした城下町の周囲からも、切り立った台地の崖とその上にそびえる杵築城をはじめ、崖面とその上に広がる武家屋敷地の緑や家々の屋根が見通せ、そのことにより見るものに地形的な特徴を顕著に感じさせています。

特徴的な地形である台地の崖

台地から谷筋への眺め

谷と台地を結ぶ坂道

〇風情ある城下町のまちなみ（町割、道すじ、屋根なみ、土塀）

中心部では、城下町として栄えたまちの歴史を今に伝えるまちなみを見ることができます。

北と南の台地の上には、武家屋敷地の歴史を有する住宅地が広がり、道と塀と生垣や庭木、その背後に広がる住宅等の屋根からなる、落ち着いたまちなみが見られます。また、谷筋にあたる谷町では、道路整備による幅員の変化はあるものの、商人町の歴史を今に伝える風情ある店舗等による商店街が広がるとともに、南台西部の寺町では今も寺院が集積しています。

商人町の歴史を伝える谷町

武家屋敷地のまちなみ

俯瞰される屋根並み

○城下の歴史を伝える歴史的な建造物

杵築城下の歴史を今に伝える貴重な資源として、旧大原家住宅や磯矢邸、綾部みそ屋などの建築物や藩校の門などの建造物、またかつての城下町の出入りを管理していた北浜口の番所跡など、数多くの資源が残されています。

藩校の門

旧大原家住宅

北浜口の番所跡

○歴史的な寺社

かつて城下町には防衛拠点として寺院を集積させた寺町が形成されました。南台の寺町には、江戸時代に加藤了見が建立した妙徳寺や能見松平氏の菩提寺として創建された養徳寺など、歴史ある寺院が今も多く残されています。

また近代に入り、歴代の藩主を慰霊する神社等として杵築神社や青筵神社が城内に建立・移設されるなど、城下の歴史を大切に継承する市民の思いと関わり深い歴史的な寺社も見られます。

寺町の妙徳寺

○城下の歴史とともにある祭礼や歴史を活かした祭り

天満社の祭礼で盛大な御神幸として行われる天神祭りなど、大切に受け継がれてきた歴史的な祭礼や、きつきお城祭りや観月祭、ひいなめぐりなど城下町の歴史を活かした祭りやイベントなどが市民により数多く行われています。城下町の道を大人から子供までが山車を引く様子は、脈々と受け継がれた地域の文化を感じさせるものとして、市内外の多くの人に親しまれています。

天神祭

■杵築城と城下町の歴史と文化

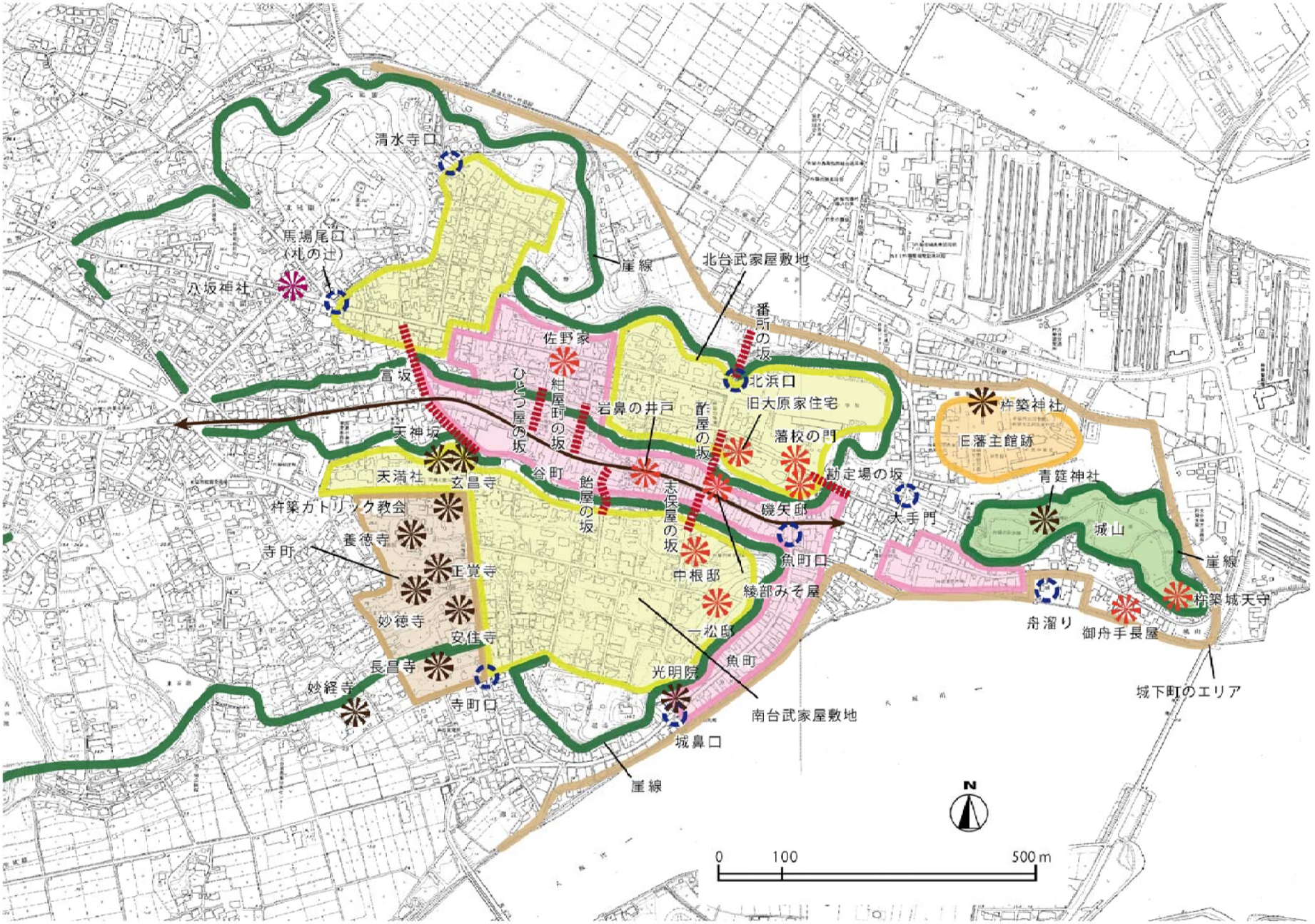

人々の営みとともにある彩と文化

〇農の営みと集落（みかん園、茶畑、田園）

山香地域や大田地域には、豊かな稲が風になびく河川沿いの水田と山裾の集落と背後の里山がつくる美しい田園地域が広がっています。ここでは季節ごとに緑色から黄金色へと変化する水田を中心とした農の営みによる変わらない美しさを持っています。

また、瀬戸内性の温暖な気候から杵築地域の丘陵地を中心にみかん園が広がっています。みかんがたわわに実る果樹園の様子は、市民にとって馴染み深い季節の風物詩となっています。その他、緑濃い茶樹が整然と手入れされている茶園が広がる様子は、杵築茶の産地としての馴染みある農の営みを感じさせるものとなっています。

水田と集落と里山

丘陵地の茶園

みかんの実る丘陵地

〇六郷満山に関連する文化的な資源

宇佐八幡信仰と山岳信仰に由来する国東半島固有の六郷満山の文化に関連する資源は、隣接する宇佐市や国東市、豊後高田市とともに、本市域でも数多く見られます。国東半島固有の国東塔や石仏などの石造物、六郷満山の本寺のある御許山をはじめとした八幡信仰と関連深い寺社や奇岩などが、市民に大切に守られている様子を通して、地域固有の文化が脈々と受け継がれている様子を体感できます。

また、宇佐八幡社と縁ある八幡奈多宮では、松林の中に建つ楼門や本殿に加え、奈多海岸沖に浮かぶ鳥居と合わせ、海と信仰のつながりを象徴するものとなっています。

財前家墓地の国東塔群

水月寺跡（本山本寺）

八幡奈多宮の沖の鳥居

○営みとともにある伝統行事・祭礼

それぞれの地域や集落には、五穀豊穣や集落・家族の安全を祈願する人々の営みとともにある伝統的な行事や祭礼が受け継がれ、毎年変わらず見ることができます。

特に、大田地域の白鬚田原神社で行われるどぶろく祭は、集落の家々が代々、交代で祭礼を司るとうや行事として脈々と受け継がれている固有の伝統を素地に、神社の境内でどぶろくを振る舞うことから多くの人々が集いにぎわう様子が、地域の文化を象徴するものとして、市内外の多くの人に親しまれています。

白鬚田原神社のどぶろく祭

若宮八幡社の御田植祭

出原の柱松

○海の恵みと生業

市内には、美濃崎や奈多、加貫など５つの漁業基地を拠点に、豊かな干潟を有する守江湾やその外に広がる伊予灘において漁業活動や養殖が行われています。

遠浅の干潟に広がる牡蠣棚と海が創り出す様子や、港から漁船が出港し穏やかな海の中を通る様子など、海の恵みと人の営みが創り出すものとして、市民に馴染み深いものとなっています。

灘手漁港

○商業活動

中心部の市街地を通る、主要な幹線道路である国道 213 号沿道を中心に、大型商業施設等による新たな商業地が形成されています。

国道 213 号沿いの商業地

■人々の営みとともにある彩と文化

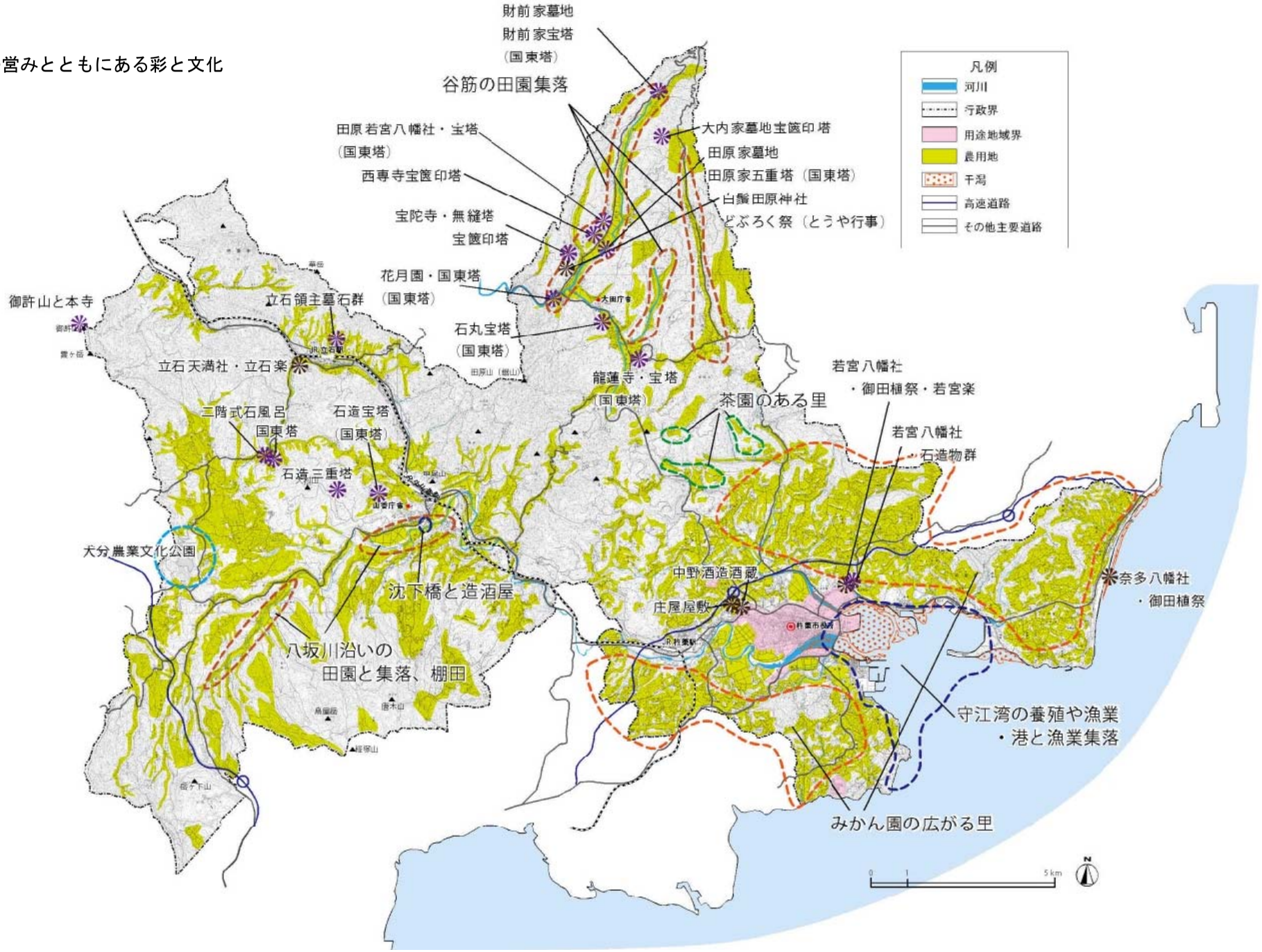

（参考）杵築市内の文化財

■建造物

	名　称	所在地	備考
１	旧大原家住宅	大字杵築	県指定有形文化財
２	八坂社石造旧本殿	大字杵築	県指定有形文化財
３	奈多宮楼門	大字奈多	市指定有形文化財
４	庄屋屋敷	大字南杵築	市指定有形文化財
５	城山公園石造物群	大字杵築	市指定有形文化財
６	鳥居	大字奈多	市指定有形文化財
７	万歳橋	大字溝井	市指定有形文化財
８	国東塔	大字大片平	市指定有形文化財
９	仁王像（２）	大字片野	市指定有形文化財
１０	轟地蔵像	大字溝井・船部	市指定有形文化財
１１	木付鎮直夫婦の墓（２）	大字鴨川	市指定有形文化財
１２	層塔（１）	大字中	市指定有形文化財
１３	宗玄寺の石造物群	大字溝井	市指定有形文化財
１４	綾部みそ屋	大字杵築	市指定有形文化財
１５	若宮八幡社の石造物群	大字宮司	市指定有形文化財
１６	中野酒造酒蔵	大字南杵築	市指定有形文化財
１７	磯矢邸	大字杵築	市指定有形文化財
１８	大日堂	大字大片平	市指定有形文化財
１９	竹ノ尾地蔵像	大字鴨川	市指定有形文化財
２０	十王像	大字溝井	市指定有形文化財
２１	鉄鋳廬舎那仏坐像	大字南杵築	市指定有形文化財
２２	杵城菅廟碑	大字南杵築	市指定有形文化財
２３	仁王像（３）	大字宮司	市指定有形文化財
２４	手水鉢	大字奈多	市指定有形文化財
２５	石造三重塔	山香町大字内河野	県指定有形文化財
２６	石造宝塔（国東塔）	山香町大字内河野	県指定有形文化財
２７	板碑	山香町大字山浦	県指定有形文化財
２８	国東塔	山香町大字山浦	県指定有形文化財
２９	下山角塔婆	山香町大字山浦	県指定有形文化財
３０	中畑国東塔	山香町大字小武	市指定有形文化財
３１	小武寺国東塔	山香町大字小武	市指定有形文化財
３２	貫井宝篋印塔	山香町大字野原	市指定有形文化財
３３	下仲尾宝篋印塔	山香町大字野原	市指定有形文化財
３４	大村山板碑	山香町大字山浦	市指定有形文化財
３５	東光寺石殿	山香町大字内河野	市指定有形文化財

	名　称	所在地	備考
３６	重永国東塔	山香町大字日指	市指定有形文化財
３７	原国東塔	山香町大字山浦	市指定有形文化財
３８	原重塔	山香町大字山浦	市指定有形文化財
３９	甲尾山宝篋印塔胴部	山香町大字野原・倉成	市指定有形文化財
４０	氷川神社本殿	山香町大字吉野渡	市指定有形文化財
４１	倉成磨崖仏	山香町大字倉成	市指定有形文化財
４２	竜ヶ尾庚申塔	山香町大字立石	市指定有形文化財
４３	西仲尾宝篋印塔	山香町大字野原	市指定有形文化財
４４	普門坊板碑	山香町大字内河野	市指定有形文化財
４５	棚田六地蔵磨崖仏	山香町大字下	市指定有形文化財
４６	小武寺仁王像	山香町大字小武	市指定有形文化財
４７	立石藩（領）主墓石群	山香町大字立石	市指定有形文化財
４８	延隆寺仁王像	山香町大字立石	市指定有形文化財
４９	石河野板碑群	山香町大字山浦	市指定有形文化財
５０	下山角塔婆二号	山香町大字山浦	市指定有形文化財
５１	財前家宝塔	大田小野	国指定重要文化財
５２	田原家五重塔	大田沓掛	国指定重要文化財
５３	宝塔	大田石丸	国指定重要文化財
５４	国東塔	大田永松	県指定有形文化財
５５	龍蓮寺国東塔	大田波多方	県指定有形文化財
５６	諸田越板碑	大田小野	県指定有形文化財
５７	花月園国東塔	大田沓掛	県指定有形文化財
５８	大内家墓地宝篋印塔	大田小野	県指定有形文化財
５９	西専寺宝篋印塔	大田永松	県指定有形文化財
６０	小俣道板碑	大田小野	県指定有形文化財
６１	宝陀寺無縫塔	大田沓掛	県指定有形文化財
６２	地蔵寺石殿	大田石丸	県指定有形文化財
６３	比枝神社古碑	大田小野	市指定有形文化財
６４	宝陀寺宝篋印塔	大田沓掛	市指定有形文化財
６５	宝陀寺山門	大田沓掛	市指定有形文化財
６６	三柱神社宝篋印塔	大田波多方	市指定有形文化財
６７	隠れキリシタン墓	大田波多方	市指定有形文化財
６８	白木原石殿	大田白木原	市指定有形文化財
６９	尾迫板碑	大田小野	市指定有形文化財
７０	本明寺国東塔	大田小野	市指定有形文化財
７１	山田家板碑群	大田波多方	市指定有形文化財
７２	小野田家墓地宝篋印塔	大田永松	市指定有形文化財
７３	鷁神社鳥居	大田波多方	市指定有形文化財

■樹木

	名　称	所在地	備考
1	杵築若宮八幡社の境内林	大字宮司	県指定天然記念物
2	さつき	大字馬場尾	市指定天然記念物
3	クスノキ	大字鴨川	市指定天然記念物
4	比枝神社カチシバ	大田小野	市指定天然記念物
5	山神社楠の木	大田永松	市指定天然記念物
6	田原若宮八幡社銀杏	大田永松	市指定天然記念物

2. 市民アンケート調査結果

【調査概要】
■調査対象者：市内に居住する 20 歳以上の男女 2,500 人（無作為抽出）
■調査方法：郵送による配布、回収
■調査期間：平成 22 年９月～１０月
■回収状況：回収数 981 名、回収率 37.2%

【回答者の属性】

回答数

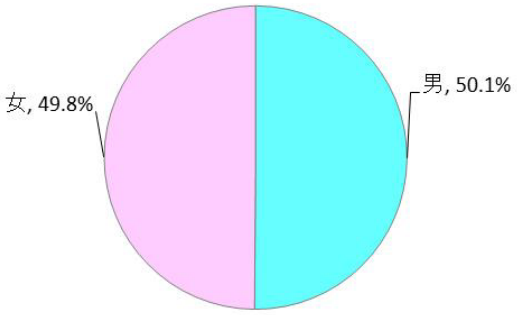

無回答：8 名

性別				
	男	女	不明	計
回答数	466	464		930
構成比（%）	50.1%	49.9%	0.0%	1
			無回答：8	

地域名	男	女	その他	計
杵築	329	324	1	654
山香	108	105	0	213
大田	23	29	0	52
無回答・その他	6	6	0	12
計	466	464	1	931
			無回答：7	

世代構成

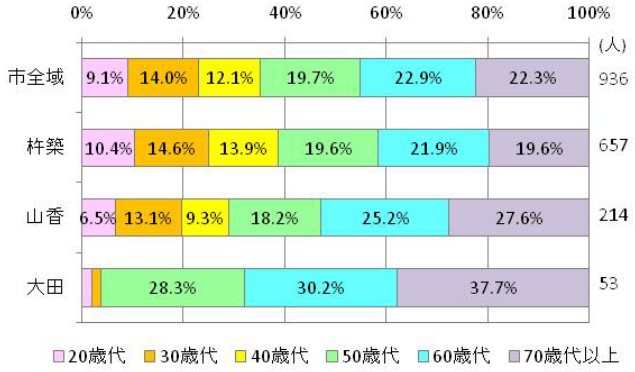

地域不明：12 名／無回答：45 名

地域名	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	計
杵築	68	96	91	129	144	129	657
山香	14	28	20	39	54	59	214
大田	1	1	0	15	16	20	53
無回答・その他	2	6	2	1	0	1	12
計	85	131	113	184	214	209	936
						無回答：2	

Q　最近、特に問題であると感じることは何ですか？

空き家や空き店舗の増加に対する意向が約７割と高く、閑散とした景観に対する問題意識が最も高くなっています。

次いで、山林の荒廃（33.1%）、海や川の汚れ（26.5%）、農地やため池などの減少（15.3%）が高く、自然環境の保全に対する問題意識が高くなっています。

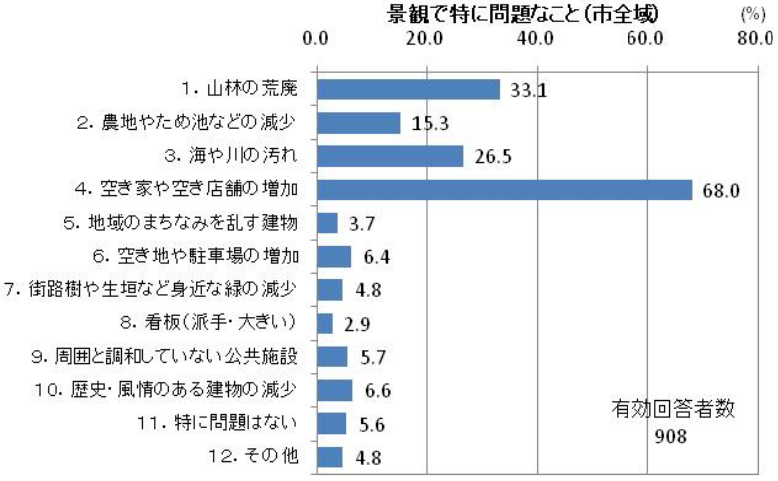

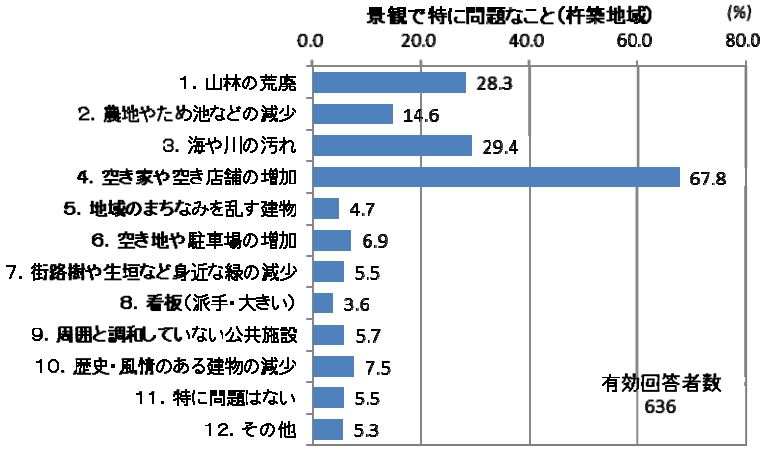

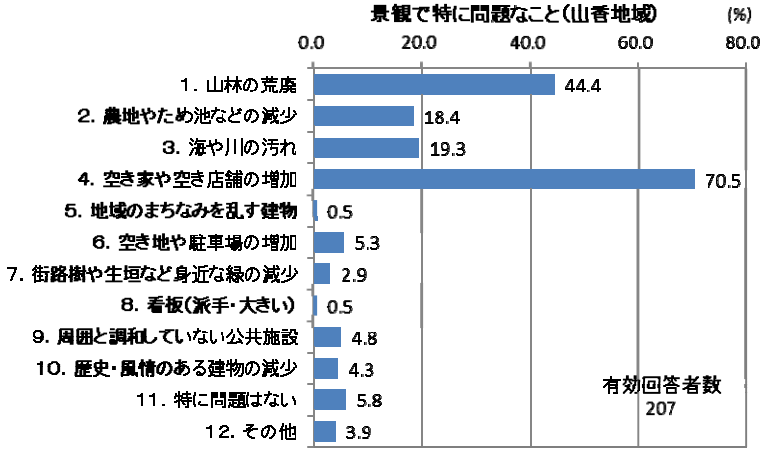

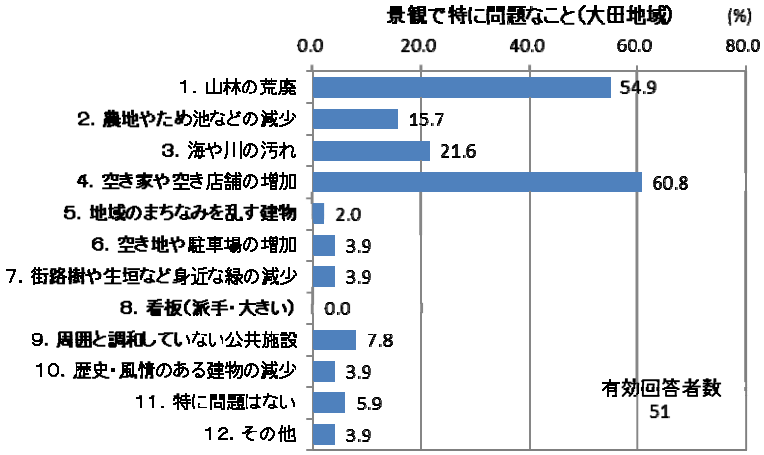

景観で特に問題なこと

	市全域		杵築地域	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
1. 山林の荒廃	301	33.1	180	28.3
2. 農地やため池などの減少	139	15.3	93	14.6
3. 海や川の汚れ	241	26.5	187	29.4
4. 空き家や空き店舗の増加	617	68.0	431	67.8
5. 地域のまちなみを乱す建物	34	3.7	30	4.7
6. 空き地や駐車場の増加	58	6.4	44	6.9
7. 街路樹や生垣など身近な緑の減少	44	4.8	35	5.5
8. 看板(派手・大きい)	26	2.9	23	3.6
9. 周囲と調和していない公共施設	52	5.7	36	5.7
10. 歴史・風情のある建物の減少	60	6.6	48	7.5
11. 特に問題はない	51	5.6	35	5.5
12. その他	44	4.8	34	5.3
計	1667		1,176	
回答者総数	938		656	
無回答	30		20	
有効回答者数	908		636	

	山香地域		大田地域	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
1. 山林の荒廃	92	44.4	28	54.9
2. 農地やため池などの減少	38	18.4	8	15.7
3. 海や川の汚れ	40	19.3	11	21.6
4. 空き家や空き店舗の増加	146	70.5	31	60.8
5. 地域のまちなみを乱す建物	1	0.5	1	2.0
6. 空き地や駐車場の増加	11	5.3	2	3.9
7. 街路樹や生垣など身近な緑の減少	6	2.9	2	3.9
8. 看板(派手・大きい)	1	0.5	0	0.0
9. 周囲と調和していない公共施設	10	4.8	4	7.8
10. 歴史・風情のある建物の減少	9	4.3	2	3.9
11. 特に問題はない	12	5.8	3	5.9
12. その他	8	3.9	2	3.9
計	374		94	
回答者総数	214		53	
無回答	7		2	
有効回答者数	207		51	

Q　あなたの好きな場所、後世に残したいものは何ですか？

坂道が印象的な城下町（57.2%）や城山公園や杵築城（54.9%）という「杵築城下町」に関する場所や、奈多海岸などの自然海岸（54.3%）や守江湾の干潟（43.7%）という「海の景観」に関する意見が半数を占めています。

その他、歴史的な神社・寺院（38.2%）や八坂川・高山川などの河川（25.1%）、大分農業文化公園（24.1%）などの意見も見られます。

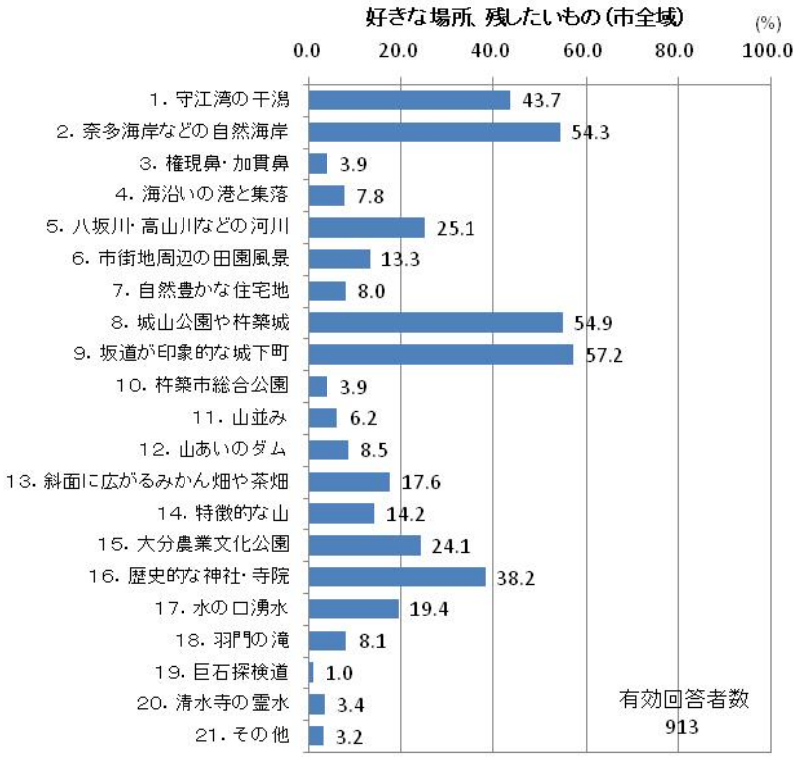

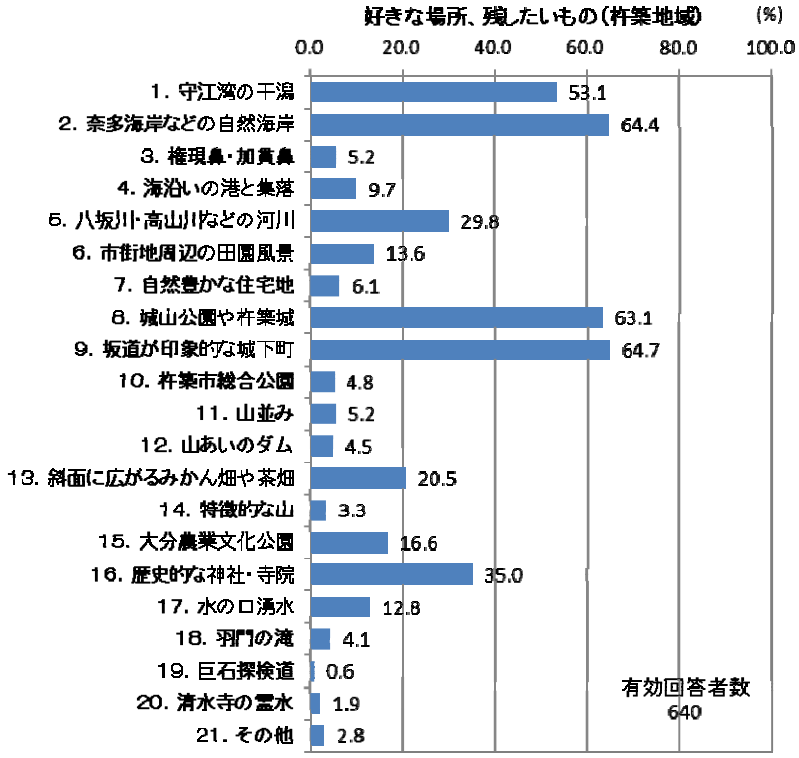

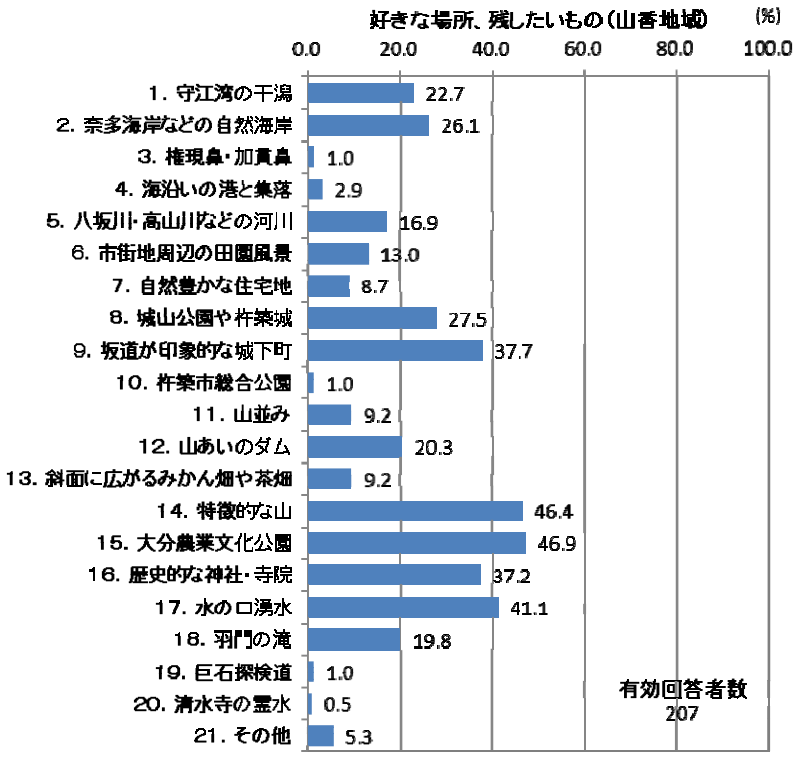
好きな場所、残したいもの（山香地域）
(%)
0.0
20.0
40.0
60.0
80.0
100.0
1．守江湾の干潟 22.7
2．豊多海岸などの自然海岸 26.1
3．権現鼻・加貫鼻 1.0
4．海沿いの港と集落 2.9
5．八坂川・高山川などの河川 16.9
6．市街地周辺の田園風景 13.0
7．自然豊かな住宅地 8.7
8．城山公園や杵築城 27.5
9．坂道が印象的な城下町 37.7
10．杵築市総合公園 1.0
11．山並み 9.2
12．山あいのダム 20.3
13．斜面に広がるみかん畑や茶畑 9.2
14．特徴的な山 46.4
15．大分農業文化公園 46.9
16．歴史的な神社・寺院 37.2
17．水の口湧水 41.1
18．羽門の滝 19.8
19．巨石探検道 1.0
20．清水寺の霊水 0.5
21．その他 5.3
有効回答者数
207

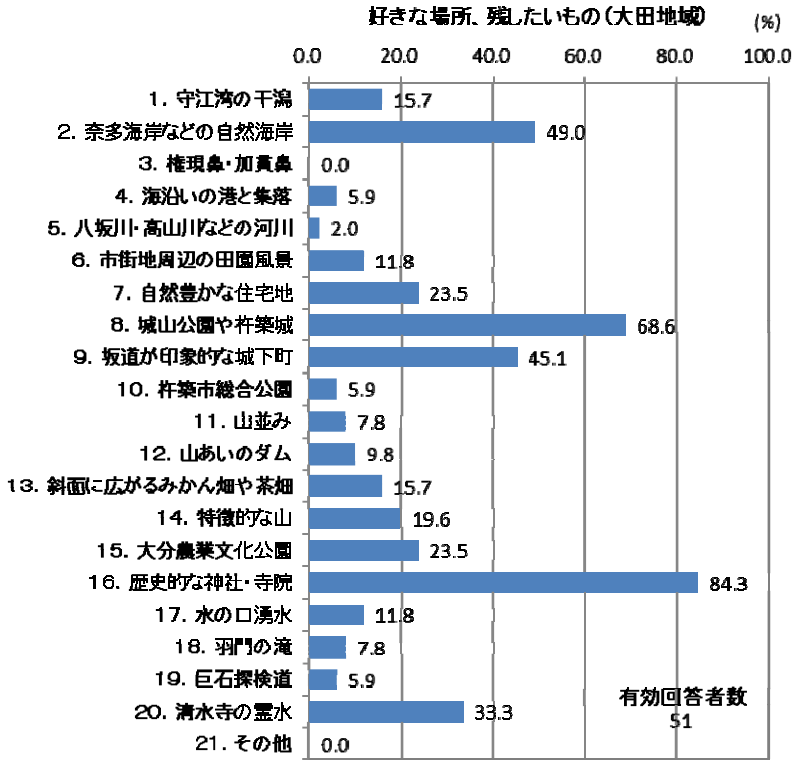
好きな場所、残したいもの（大田地域）
(%)
0.0
20.0
40.0
60.0
80.0
100.0
1．守江湾の干潟 15.7
2．豊多海岸などの自然海岸 49.0
3．権現鼻・加貫鼻 0.0
4．海沿いの港と集落 5.9
5．八坂川・高山川などの河川 2.0
6．市街地周辺の田園風景 11.8
7．自然豊かな住宅地 23.5
8．城山公園や杵築城 68.6
9．坂道が印象的な城下町 45.1
10．杵築市総合公園 5.9
11．山並み 7.8
12．山あいのダム 9.8
13．斜面に広がるみかん畑や茶畑 15.7
14．特徴的な山 19.6
15．大分農業文化公園 23.5
16．歴史的な神社・寺院 84.3
17．水の口湧水 11.8
18．羽門の滝 7.8
19．巨石探検道 5.9
20．清水寺の霊水 33.3
21．その他 0.0
有効回答者数
51

好きな場所、残したいもの

	市全域		杵築地域	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
1. 守江湾の干潟	399	43.7	340	53.1
2. 奈多海岸などの自然海岸	496	54.3	412	64.4
3. 権現鼻・加貫鼻	36	3.9	33	5.2
4. 海沿いの港と集落	71	7.8	62	9.7
5. 八坂川・高山川などの河川	229	25.1	191	29.8
6. 市街地周辺の田園風景	121	13.3	87	13.6
7. 自然豊かな住宅地	73	8.0	39	6.1
8. 城山公園や杵築城	501	54.9	404	63.1
9. 坂道が印象的な城下町	522	57.2	414	64.7
10. 杵築市総合公園	36	3.9	31	4.8
11. 山並み	57	6.2	33	5.2
12. 山あいのダム	78	8.5	29	4.5
13. 斜面に広がるみかん畑や茶畑	161	17.6	131	20.5
14. 特徴的な山	130	14.2	21	3.3
15. 大分農業文化公園	220	24.1	106	16.6
16. 歴史的な神社・寺院	349	38.2	224	35.0
17. 水の口湧水	177	19.4	82	12.8
18. 羽門の滝	74	8.1	26	4.1
19. 巨石探検道	9	1.0	4	0.6
20. 清水寺の霊水	31	3.4	12	1.9
21. その他	29	3.2	18	2.8
計	3,799		717	
回答者総数	938		656	
無回答	25		16	
有効回答者数	913		640	

	山香地域		大田地域	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
1. 守江湾の干潟	47	22.7	8	15.7
2. 奈多海岸などの自然海岸	54	26.1	25	49.0
3. 権現鼻・加貫鼻	2	1.0	0	0.0
4. 海沿いの港と集落	6	2.9	3	5.9
5. 八坂川・高山川などの河川	35	16.9	1	2.0
6. 市街地周辺の田園風景	27	13.0	6	11.8
7. 自然豊かな住宅地	18	8.7	12	23.5
8. 城山公園や杵築城	57	27.5	35	68.6
9. 坂道が印象的な城下町	78	37.7	23	45.1
10. 杵築市総合公園	2	1.0	3	5.9
11. 山並み	19	9.2	4	7.8
12. 山あいのダム	42	20.3	5	9.8
13. 斜面に広がるみかん畑や茶畑	19	9.2	8	15.7
14. 特徴的な山	96	46.4	10	19.6
15. 大分農業文化公園	97	46.9	12	23.5
16. 歴史的な神社・寺院	77	37.2	43	84.3
17. 水の口湧水	85	41.1	6	11.8
18. 羽門の滝	41	19.8	4	7.8
19. 巨石探検道	2	1.0	3	5.9
20. 清水寺の霊水	1	0.5	17	33.3
21. その他	11	5.3	0	0.0
計	492		115	
回答者総数	214		53	
無回答	7		2	
有効回答者数	207		51	

Q　魅力が活かされていない、または何らかの改善が必要と感じるものは何ですか？

改善が必要なこととしては、城山公園や杵築城（44.5%）や奈多海岸などの自然海岸（39.0%）、八坂川・高山川などの河川（33.6%）、守江湾の干潟（28.0%）、大分農業文化公園（29.2%）が高い割合を占めており、「好きな場所、後世に残したいもの」で上位を占めているものに対して、よりいっそうの魅力の発信や活用、改善が必要と考える意向が高くなっています。

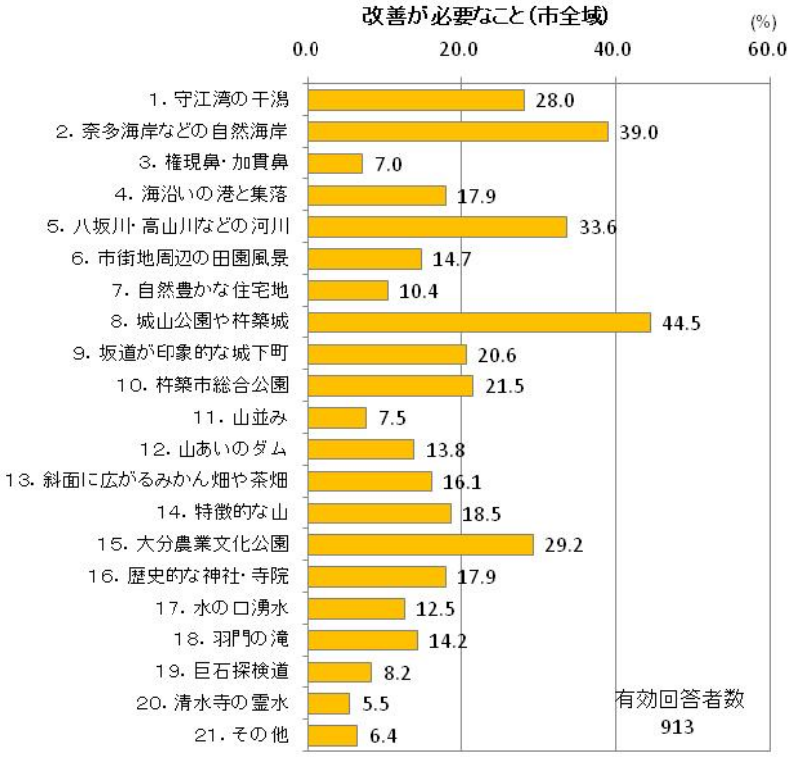

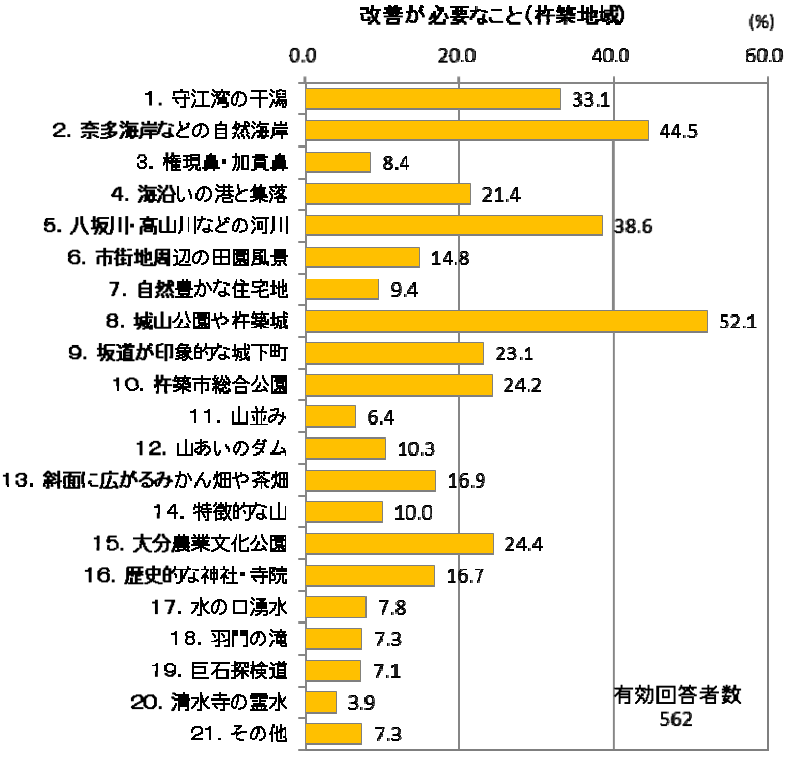

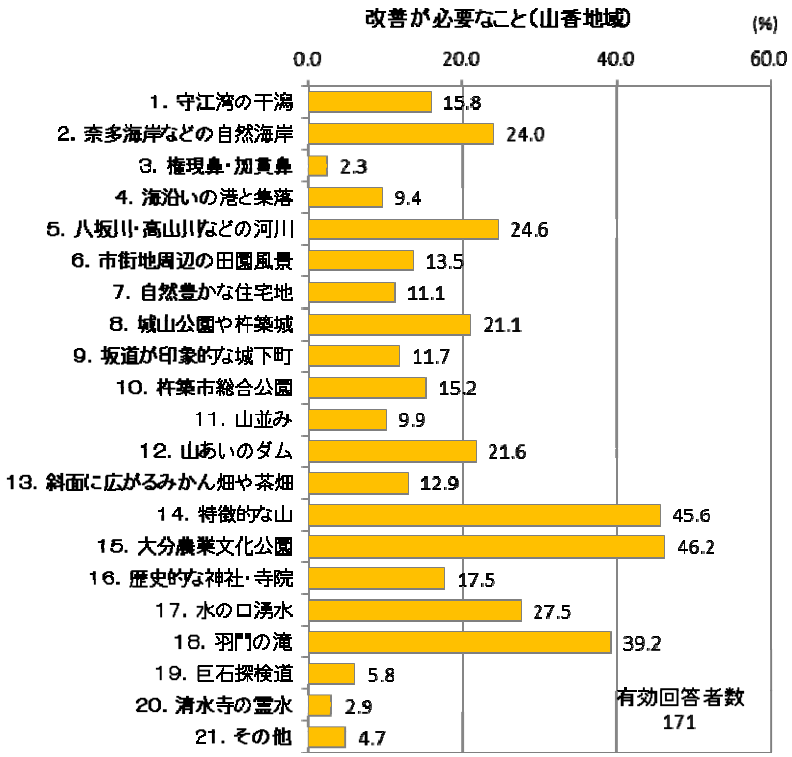
改善が必要なこと（山香地域）
(%)
0.0
20.0
40.0
60.0
1. 守江湾の干潟 15.8
2. 奈多海岸などの自然海岸 24.0
3. 権現鼻・加貫鼻 2.3
4. 海沿いの港と集落 9.4
5. 八坂川・高山川などの河川 24.6
6. 市街地周辺の田園風景 13.5
7. 自然豊かな住宅地 11.1
8. 城山公園や杵築城 21.1
9. 坂道が印象的な城下町 11.7
10. 杵築市総合公園 15.2
11. 山並み 9.9
12. 山あいのダム 21.6
13. 斜面に広がるみかん畑や茶畑 12.9
14. 特徴的な山 45.6
15. 大分農業文化公園 46.2
16. 歴史的な神社・寺院 17.5
17. 水の口湧水 27.5
18. 羽門の滝 39.2
19. 巨石探検道 5.8
20. 清水寺の霊水 2.9
21. その他 4.7
有効回答者数
171

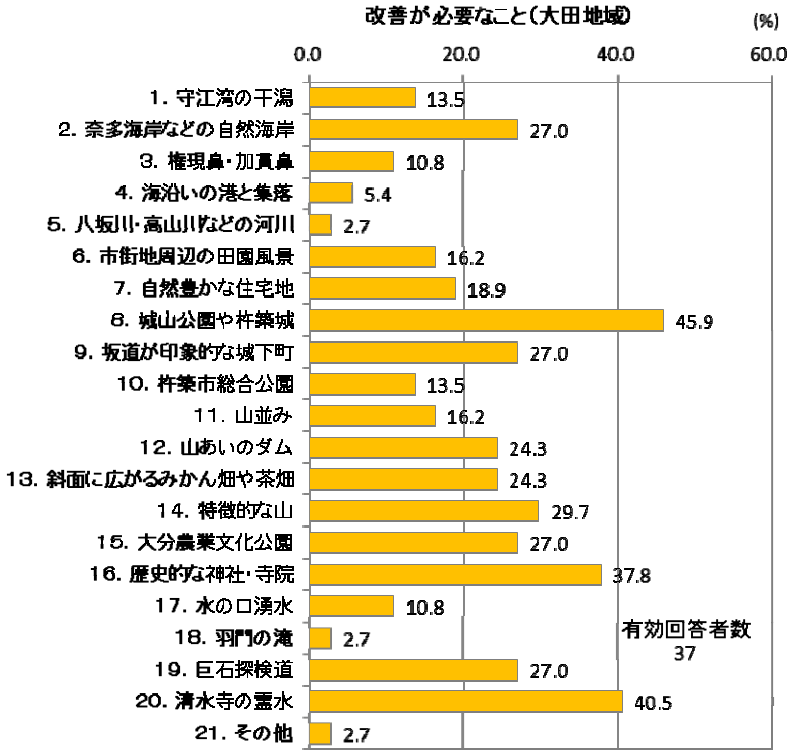
改善が必要なこと（大田地域）
(%)
0.0
20.0
40.0
60.0
1. 守江湾の干潟 13.5
2. 奈多海岸などの自然海岸 27.0
3. 権現鼻・加貫鼻 10.8
4. 海沿いの港と集落 5.4
5. 八坂川・高山川などの河川 2.7
6. 市街地周辺の田園風景 16.2
7. 自然豊かな住宅地 18.9
8. 城山公園や杵築城 45.9
9. 坂道が印象的な城下町 27.0
10. 杵築市総合公園 13.5
11. 山並み 16.2
12. 山あいのダム 24.3
13. 斜面に広がるみかん畑や茶畑 24.3
14. 特徴的な山 29.7
15. 大分農業文化公園 27.0
16. 歴史的な神社・寺院 37.8
17. 水の口湧水 10.8
18. 羽門の滝 2.7
19. 巨石探検道 27.0
20. 清水寺の霊水 40.5
21. その他 2.7
有効回答者数
37

改善が必要なこと

	市全域		杵築地域	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
1. 守江湾の干潟	219	28.0	186	33.1
2. 奈多海岸などの自然海岸	305	39.0	250	44.5
3. 権現鼻・加貫鼻	55	7.0	47	8.4
4. 海沿いの港と集落	140	17.9	120	21.4
5. 八坂川・高山川などの河川	263	33.6	217	38.6
6. 市街地周辺の田園風景	115	14.7	83	14.8
7. 自然豊かな住宅地	81	10.4	53	9.4
8. 城山公園や杵築城	348	44.5	293	52.1
9. 坂道が印象的な城下町	161	20.6	130	23.1
10. 杵築市総合公園	168	21.5	136	24.2
11. 山並み	59	7.5	36	6.4
12. 山あいのダム	108	13.8	58	10.3
13. 斜面に広がるみかん畑や茶畑	126	16.1	95	16.9
14. 特徴的な山	145	18.5	56	10.0
15. 大分農業文化公園	228	29.2	137	24.4
16. 歴史的な神社・寺院	140	17.9	94	16.7
17. 水の口湧水	98	12.5	44	7.8
18. 羽門の滝	111	14.2	41	7.3
19. 巨石探検道	64	8.2	40	7.1
20. 清水寺の霊水	43	5.5	22	3.9
21. その他	50	6.4	41	7.3
計	3,027		800	
回答者総数	938		656	
無回答	156		94	
有効回答者数	782		562	

	山香地域		大田地域	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
1. 守江湾の干潟	27	15.8	5	13.5
2. 奈多海岸などの自然海岸	41	24.0	10	27.0
3. 権現鼻・加貫鼻	4	2.3	4	10.8
4. 海沿いの港と集落	16	9.4	2	5.4
5. 八坂川・高山川などの河川	42	24.6	1	2.7
6. 市街地周辺の田園風景	23	13.5	6	16.2
7. 自然豊かな住宅地	19	11.1	7	18.9
8. 城山公園や杵築城	36	21.1	17	45.9
9. 坂道が印象的な城下町	20	11.7	10	27.0
10. 杵築市総合公園	26	15.2	5	13.5
11. 山並み	17	9.9	6	16.2
12. 山あいのダム	37	21.6	9	24.3
13. 斜面に広がるみかん畑や茶畑	22	12.9	9	24.3
14. 特徴的な山	78	45.6	11	29.7
15. 大分農業文化公園	79	46.2	10	27.0
16. 歴史的な神社・寺院	30	17.5	14	37.8
17. 水の口湧水	47	27.5	4	10.8
18. 羽門の滝	67	39.2	1	2.7
19. 巨石探検道	10	5.8	10	27.0
20. 清水寺の霊水	5	2.9	15	40.5
21. その他	8	4.7	1	2.7
計	426		95	
回答者総数	214		53	
無回答	43		16	
有効回答者数	171		37	

Q　まちをより魅力的にするために、重要だと思われる取組は何ですか？

重要な取組としては、歩いて楽しく賑わいを感じる商店街をつくる（48.5%）や歴史的な遺産とその周囲のまちなみを守る（43.5%）と、中心部の歴史的なまちなみや資源の保全と活用による活性化に関する意向や、山並みや河川、海などの自然を守る（47.8%）と自然保全に対する意向が高くなっています。

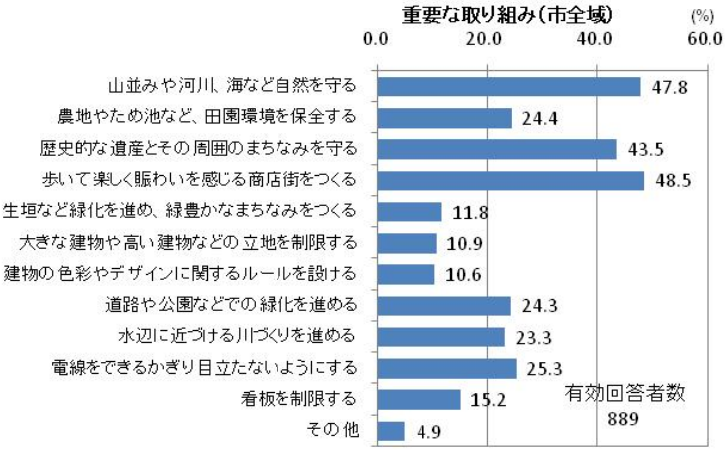

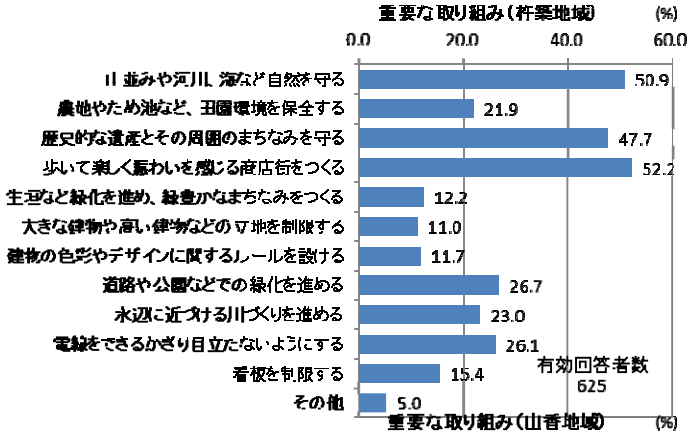

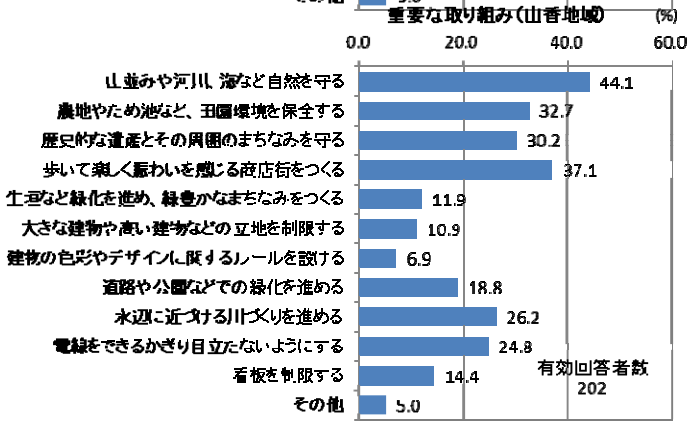

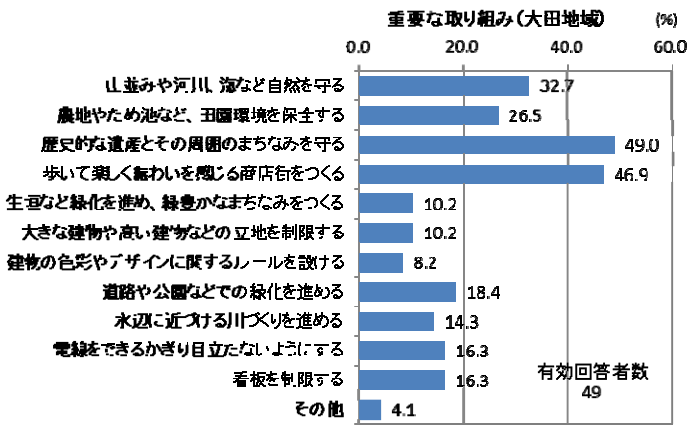

重要だと思われる取組

	市全域		杵築地域	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
1	425	47.8	318	50.9
2	217	24.4	137	21.9
3	387	43.5	298	47.7
4	431	48.5	326	52.2
5	105	11.8	76	12.2
6	97	10.9	69	11.0
7	94	10.6	73	11.7
8	216	24.3	167	26.7
9	207	23.3	144	23.0
10	225	25.3	163	26.1
11	135	15.2	96	15.4
12	44	4.9	31	5.0
計	2,583		1,898	
回答者総数	938		656	
無回答	49		31	
有効回答者数	889		625	

	山香地域		大田地域	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
1	89	44.1	16	32.7
2	66	32.7	13	26.5
3	61	30.2	24	49.0
4	75	37.1	23	46.9
5	24	11.9	5	10.2
6	22	10.9	5	10.2
7	14	6.9	4	8.2
8	38	18.8	9	18.4
9	53	26.2	7	14.3
10	50	24.8	8	16.3
11	29	14.4	8	16.3
12	10	5.0	2	4.1
計	531		124	
回答者総数	214		53	
無回答	12		4	
有効回答者数	202		49	

Q　景観を良くするためには、「建物等の色彩や高さなどを制限するルール」を設けることですが、そのことについてどう思いますか？

景観形成のためのルールの設定の考え方については、全市的にゆるやか＋重点地区できめ細やかに導入するが市全域で４割を占めるのと同時に、重要な地区に限定して導入するが３割を超えており、規制の適用の考え方は半々に割れているとみられます。

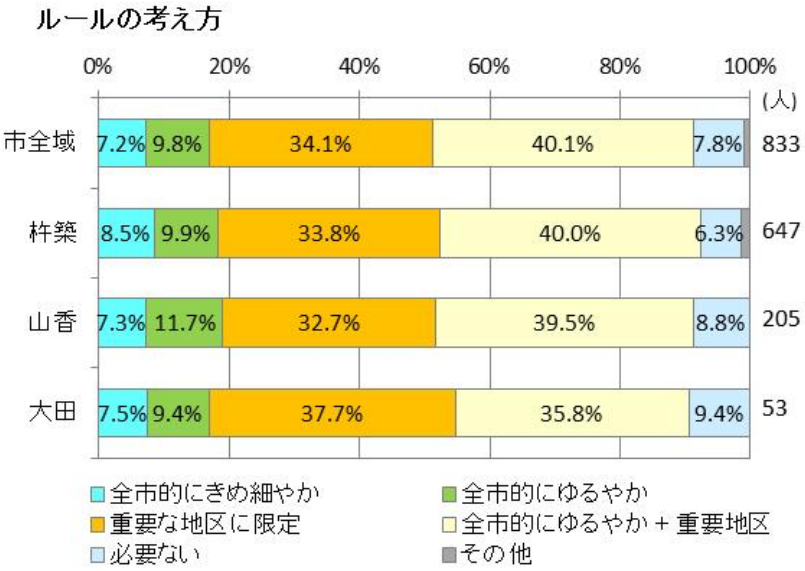

	市全域		杵築地域	
	回答数	構成比（%）	回答数	構成比（%）
全市的にきめ細やか	60	7.2%	55	8.5%
全市的にゆるやか	82	9.8%	64	9.9%
重要な地区に限定	284	34.1%	219	33.8%
全市的にゆるやか＋重要地区	334	40.1%	259	40.0%
必要ない	65	7.8%	41	6.3%
その他	8	1.0%	9	1.4%
計	833	100.0%	647	100.0%
無回答	64		41	

	山香地域		大田地域	
	回答数	構成比（%）	回答数	構成比（%）
全市的にきめ細やか	15	7.3%	4	7.5%
全市的にゆるやか	24	11.7%	5	9.4%
重要な地区に限定	67	32.7%	20	37.7%
全市的にゆるやか＋重要地区	81	39.5%	19	35.8%
必要ない	18	8.8%	5	9.4%
その他	0	0.0%	0	0.0%
計	205	100.0%	53	100.0%
無回答	19		2	

Q　景観を良くするために、市に期待することは何ですか？

市に期待することとしては、市全域では、目標や方針を市民に提示する（22.1%）、景観に配慮した公共事業を実施する（18.1%）、景観マップなど市民に景観に関する情報を提供する（17.3%）、周囲と調和しない建物や屋外広告物等に一定のルールを設ける（16.0%）など、情報発信から規制の導入、事業実施にいたるまで、多様な意見が選択されています。

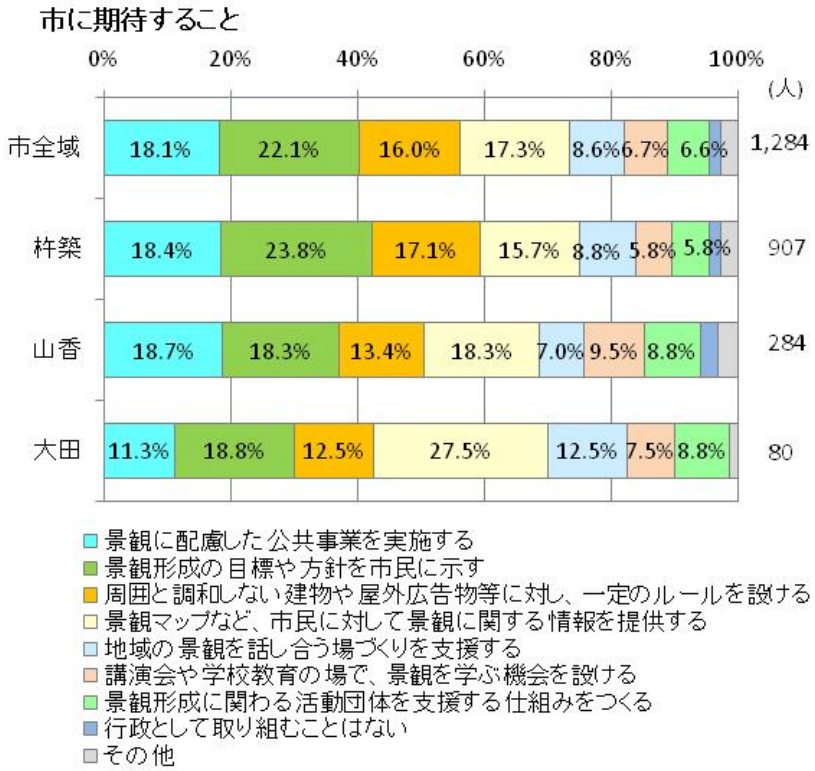

	市全域		杵築地域	
	回答数	構成比（%）	回答数	構成比（%）
1	232	18.1%	167	18.4%
2	284	22.1%	216	23.8%
3	206	16.0%	155	17.1%
4	222	17.3%	142	15.7%
5	110	8.6%	80	8.8%
6	86	6.7%	53	5.8%
7	85	6.6%	53	5.8%
8	25	1.9%	17	1.9%
9	34	2.6%	24	2.6%
計	1,284	100.0%	907	100.0%
無回答	59		37	

	山香地域		大田地域	
	回答数	構成比（%）	回答数	構成比（%）
1	53	18.7%	9	11.3%
2	52	18.3%	15	18.8%
3	38	13.4%	10	12.5%
4	52	18.3%	22	27.5%
5	20	7.0%	10	12.5%
6	27	9.5%	6	7.5%
7	25	8.8%	7	8.8%
8	8	2.8%	0	0.0%
9	9	3.2%	1	1.3%
計	284	100.0%	80	100.0%
無回答	15		5	

Q　ご自身やご家族、地域の方を含め、市民自らが取り組んだほうがよいと思われることは何ですか？

市民が自ら取り組める景観形成の内容としては、市全域では、生垣の手入れなどを行い、緑豊かで美しい住宅地を保つ（42.2%）、住宅や事務所などを建築する際、周囲のまちなみに配慮した建て方をする（29.0%）と、自分の暮らす生活環境の中で、景観形成に配慮する意識が高くなっています。

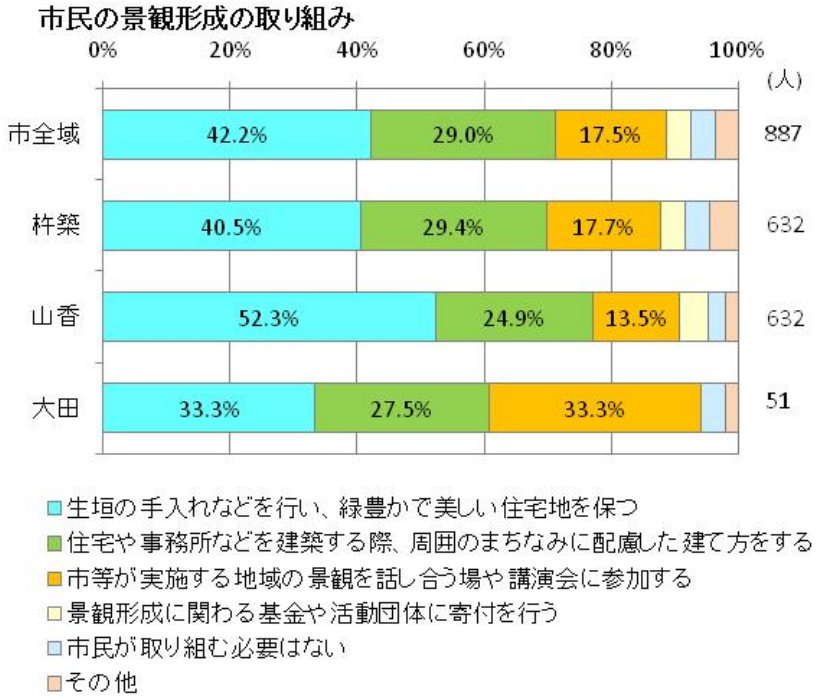

	市全域		杵築地域	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
1	374	42.2%	256	40.5%
2	257	29.0%	186	29.4%
3	155	17.5%	112	17.7%
4	34	3.8%	25	4.0%
5	34	3.8%	25	4.0%
6	33	3.7%	28	4.4%
計	887	100.0%	632	100.0%
無回答	79		52	

	山香地域		大田地域	
	回答数	構成比(%)	回答数	構成比(%)
1	101	52.3%	17	33.3%
2	48	24.9%	14	27.5%
3	26	13.5%	17	33.3%
4	9	4.7%	0	0.0%
5	5	2.6%	2	3.9%
6	4	2.1%	1	2.0%
計	193	100.0%	51	100.0%
無回答	23		4	

3. 杵築市景観計画策定経過

年　月　日	内　容
平成 22 年　　９月～10 月	市民アンケート調査実施
９月 30 日	第１回杵築市景観計画策定委員会開催
平成 23 年　　３月 24 日	第２回杵築市景観計画策定委員会開催
７月 26 日	第３回杵築市景観計画策定委員会開催
11 月 17 日	第４回杵築市景観計画策定委員会開催
平成 24 年　　３月 23 日	第５回杵築市景観計画策定委員会開催
９月６日	第６回杵築市景観計画策定委員会開催
９月 21 日 ～10 月 22 日	パブリックコメントの実施
10 月 30 日	都市計画審議会へ報告
12 月 25 日	第７回杵築市景観計画策定委員会開催
12 月 25 日	杵築市景観計画策定委員会から答申

杵築市民憲章

杵築市は豊かな海守江湾、悠久の流れ八坂川、雲を誘う雲ケ岳・横岳等の自然環境に恵まれ、歴史と伝統、文化、産業を育み、多彩な人材を輩出してきたまちです。

私たちは、その先人たちの努力と知恵を受け継ぎ、さらなる発展を目指し、新しいまちづくりを進めることを誓い、ここに市民憲章「**いいきつき**」を定めます。

いいひと・いい環境づくりに励み、うるおいと活力のある豊かなまちを築きます。

いきがいと希望にあふれ、健康で明るく、安心・安全な住みよいまちを築きます。

きょうどの自然を愛し、海・緑・水を大切にし、美しいまちを築きます。

つねに学び、歴史と伝統を継承し、新しい文化を創造する夢のもてるまちを築きます。

きんろうを尊び、スポーツ・芸術に親しみ、いつまでも若さの保てるまちを築きます。

杵築市景観計画

平成 24 年 12 月

杵築市建設課

〒873-0001　大分県杵築市大字杵築 377 番地 1

TEL：0978-62-3131　　FAX：0978-66-1033